

藤沢市青少年会館の指定管理者の指定について

1 選定経過

(1) 第1回審査選定委員会 2022年（令和4年）7月8日

ア 藤沢市青少年施設次期指定管理者の選定方法及び候補者等について

イ 藤沢市青少年施設指定管理者募集要項（案）及び管理運営の基準（案）について

ウ 指定管理者審査方法について

エ 指定管理者審査選定スケジュールについて

(2) 申請書の收受 2022年（令和4年）8月30日

(3) 第2回審査選定委員会 2022年（令和4年）10月14日

ア 指定管理者の選定について

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

イ 審査・採点

(4) 選定結果

申請書類及びプレゼンテーションによる審査・採点を実施した結果、事業計画や収支計画などについて170点満点中123.57点の評価を得たので、審査選定委員会は、公益財団法人藤沢市みらい創造財団を指定管理者の最適な候補者として選定した。

2 審査基準

(1) 指定管理者であるための基本的理解

ア 指定管理者制度への基本理解

イ 管理運営の基本方針

(2) 管理運営能力

ア 団体の適性

イ 法令順守の取組

ウ 財務面の健全性・安定性

エ 管理運営実績

- (3) 施設の効用の発揮
 - ア 施設利用の促進
 - イ サービスの向上
 - ウ 平等な利用の確保
 - エ 利用者意見等の把握
 - オ 施設・設備の維持管理
- (4) 危機管理体制
 - ア 防犯・防災対策
 - イ 緊急時の対応
- (5) 人員体制・経費
 - ア 人員体制
 - イ 収支予算書
 - ウ 効率的な運営
- (6) 市の施策への理解
 - ア 情報の管理体制
 - イ S D G s の理解
 - ウ その他市の施策の理解
- (7) 特記事項
 - ア 地域との協働・連携
 - イ 青少年団体との協働・連携
 - ウ 青少年育成事業推進

3 事業計画書

別添のとおり

以 上

藤沢市青少年会館

指定管理事業計画書



指定管理期間

2023年(令和5年) 4月 1日から

2026年(令和8年) 3月31日までの3年間

【 目 次 】

I 団体の基本的要件

1 指定管理者であるための基本的理解	
(1) 指定管理者制度への基本理解	1
(2) 管理運営の基本方針	2
① 藤沢市青少年施設の管理運営の基本方針	
② 公の施設管理者として	
2 管理運営能力	
(1) 団体の適性	4
① 財団の概要	
② 団体の種別	
③ 基本理念	
④ 経営方針	
⑤ 組織基盤・体制	
(2) 法令遵守の取組	7
① 法令の遵守と社会常識に則した適正なる事務執行	
② 服務規律の徹底	
③ 情報管理の徹底	
④ 人権尊重と差別禁止	
⑤ 信頼される市民対応	
(3) 財政面の健全性・安定性	10
① 財団の経営資力	
② 安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立	
(4) 管理運営実績	13

II 事業計画書

1 施設の効用の発揮	
(1) 施設利用の促進	14
① 地域に根ざした取組	
② 事業周知におけるICTの活用	
③ 子育て支援事業の拡充	
④ 中学生の居場所づくり	
⑤ 若者運営委員会の開催	
⑥ スケールメリットを生かした事業実施	
(2) サービスの向上	17
① 教室事業のインターネット申込	
② もったいないネット～食品ロスZero～	
③ 学習支援事業	
④ 子どもの生活支援への取組	
⑤ チームFUJISAWA2020との連携	
⑥ 自動販売機の拡充	
(3) 平等な利用の確保	21
① 誰もが利用しやすい施設環境づくり	
② 職員の適切な対応	
③ 事業申込みの公平性	
④ 誰もが参加できる機会の推進	
⑤ 就学援助世帯応援プログラム	
(4) 利用者意見等の把握	23
① 事業参加者アンケートの実施	
② 満足度調査(施設利用者アンケート)の実施	
③ 意見提案箱の設置	
④ 苦情やクレーム等の対応	
⑤ 反映方法	
⑥ 専門委員会の設置	

(5) 施設・設備の維持管理	26
① 施設・設備の長寿命化への取組	
② 施設利用者等からの要望	
③ 備品の管理	
2 危機管理体制	
(1) 防犯・防災対策	29
① 防犯対策	
② 防災対策	
(2) 緊急時の対応	32
① 緊急時対応の基本方針	
② 発生時の対応	
3 人員体制・経費	
(1) 人員体制	35
① 職員配置	
② 人材育成	
(2) 収支予算書	37
① 再委託の業務	
(3) 効率的な運営	45
① コスト縮減の徹底	
② 人件費の縮減	
③ ライフサイクルコストの縮減	
④ 指定管理料以外の収入源の確保	
4 市の施策への理解	
(1) 情報の管理体制	47
① 情報公開	
② 個人情報保護	
③ 情報セキュリティ対策	
④ 情報漏えい時の対応方法	
(2) SDGsの理解	49
① 環境への配慮と取組	
② 障がい者への配慮	
③ 社会的障壁への配慮	
④ 貧困対策・地域共生の推進	
⑤ 人権施策への理解	
(3) その他の市の施策の理解	54
① 地域経済の活性化	
② 暴力団排除への対応	
5 特記事項	
(1) 地域との協働・連携	56
① 運営委員会を組織	
② 地域との協働・連携事業	
③ 地域活動への協力	
④ 青少年協力会との連携	
(2) 青少年団体との協働・連携	58
① 本財団と青少年団体・育成団体との関係性	
② 青少年関係団体等との協働・連携実績	
(3) 青少年育成事業の推進	60
① 効果的な事業展開	
② 令和3年度 藤沢市青少年会館事業実績	

I 団体の基本的要件

1 指定管理者であるための基本的理解

(1) 指定管理者制度への基本理解

公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「本財団」という。）は、藤沢市青少年施設26施設（藤沢市青少年会館【2館】、藤沢市立児童館【5館】、藤沢市少年の森、藤沢市地域子どもの家【18施設】）においては、平成17年からこれまでの18年間、藤沢市運動施設等（秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、秋葉台公園、八部公園）においては、平成18年からこれまでの17年間、指定管理者として、適正な管理運営を行ってきました。

本財団は、この間「民間事業者等の有する能力、経験、知識等を広く活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応すると共に、市民サービスの質の向上と経費の縮減等を図る」という指定管理者制度の目的、趣旨について十分理解した上で、常に経費縮減を図りながら効率性、機動性及び専門性を発揮し、施設利用者へのサービスの向上に努めてきました。

さらに、将来に向けて本財団が取り組むべき基本的な考えとした「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」の4つの柱からなる財団運営方針に沿って策定した「経営計画2024」に取り組み、公共サービスの担い手である法人としての対応力を高め、より一層の市民サービスの向上と経費の縮減を目指します。

また、令和4年度に至っても新型コロナウイルスの収束が見えない中での施設運営となっていることから、次年度以降においてもこの安全・安心への対応を維持していくと共に、今後も、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用の基本方針」を理解、尊重し、藤沢市青少年施設の管理者として、これまでの経験と実績を生かし、市民サービスの質の向上と適正な管理運営に努めると共に、藤沢市の出資団体として、藤沢市の政策、施策の推進及び課題の解決に向けた取り組みを推進します。



藤沢市青少年会館



藤沢市立児童館



地域子どもの家



藤沢市少年の森

(2) 管理運営の基本方針

① 藤沢市青少年施設の管理運営の基本方針

本財団は、青少年健全育成の拠点施設である藤沢市青少年会館、藤沢市少年の森、藤沢市立児童館、藤沢市地域子どもの家の各施設の指定管理者として、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の柱である「子どもの居場所の充実」「青少年の健全育成と非行防止活動の推進」「ニート・ひきこもり・不登校等困難を有する若者への支援の充実」を十分に理解した事業展開と施設の管理運営を行います。

特に「子どもの居場所の充実」については、市内の青少年団体や育成団体、校長会、各施設の運営委員長等の各専門分野の方々に組織された本財団青少年事業部の専門委員会である「青少年育成委員会」において、子どもたちのよりよい放課後の居場所について2年間に渡って議論し、まとめた「みらい創造財団が目指す子どもたちの“ İyi場所”」（下記）を本財団が各青少年施設を運営するに当たっての基本方針として運営します。

みらい創造財団が目指す子どもたちの“ İyi場所”

「 İyi場所」

- 子どもたちが純粋に楽しく遊べる場所
- 子どもたちが思いっきり、のびのび遊べる楽しい場所

- 子どもたちもおとなも安全・安心な“ İyi場所”
- 子どもたちが自由な発想で遊べる“ İyi場所”
- 子どもたちをサポートする気持ちを持ったおとながいる“ İyi場所”

また、本財団はこれまで25年以上にわたって青少年施設の管理運営を行っており、その中で培った運営のノウハウや地域との繋がりを最大限に活用します。さらに青少年施設を拠点として、地域の方々等との連携・協力により、多様な他者と協働することで、子どもたちの能力形成の機会となる様々な体験事業等を実施します。

このような、子どもたちの健やかな成長と保護者の子育てを支援することにより、「社会性」「協調性」、自己肯定感を持った活力ある「生きる力」を育む施設としての役割を果たします。

② 公の施設管理者として

本財団は、平成17年から4期、計18年間、指定管理者として藤沢市青少年施設の管理運営を行うほか、藤沢市運動施設等（秩父宮記念体育館、石名坂温水プール、秋葉台公園、八部公園）においても、平成18年から5期、計17年間の管理運営を行ってきました。このような長年にわたる公の施設の適正な管理運営を行ってきた経験と実績を生かし、利用者にとって安全で快適な施設管理を行うと共に、以下の10項目を心構えとして、施設の適正な管理運営を行います。

《公の施設の管理者としての心構え》

- 1 藤沢市と密接な連携を図り、市の施策に沿った運営を行います。
- 2 市民が公平に施設利用及び事業参加できるよう、公平性、透明性のある運営を行います。
- 3 利用者の安全管理、衛生管理を徹底し、安心して利用できる施設づくりを行います。
- 4 「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業展開、施設運営を行います。
- 5 「藤沢市緑の基本計画」に基づき、緑の保全・創造・普及に努めます。
- 6 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境への負荷の低減が図られる資材を利用するなど、環境に配慮した施設運営を行います。
- 7 「藤沢市人権施策推進指針」並びに「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対策要領」に従い、誰もが公平に施設利用や事業参加ができるよう、配慮した施設運営を行います。
- 8 「藤沢市個人情報保護に関する条例」及び「藤沢市情報公開条例」並びに「藤沢市暴力団排除条例」はもとより、本財団において整備した同様の規程を遵守し、藤沢市に準じた施設運営を行います。
- 9 施設に関する条例に定められた事項、その他関連法令等を遵守し、施設運営を行います。
- 10 公的施設の適正な管理運営において、SDGs（持続可能な開発目標）のもと「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

2 管理運営能力

(1) 団体の適性

① 財団の概要

2022年(令和4年)8月1日現在

名称	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団																
所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市朝日町10番地の8	電話番号	0466-21-7861														
代表者	理事長 石井 恒男	FAX	0466-28-9567														
設立年月日	1995年(平成7年)4月1日																
沿革	<p>1995年(平成7年)4月1日 財団法人藤沢市青少年協会設立(藤沢市みらい創造財団の前身)</p> <p>2000年(平成12年)12月1日 財団法人藤沢市スポーツ振興財団が設立</p> <p>2010年(平成22年)4月1日 財団法人藤沢市青少年協会・財団法人藤沢市スポーツ振興財団・財団法人藤沢市芸術文化振興財団の3財団が統合し「財団法人藤沢市みらい創造財団」として事業を開始</p> <p>2012年(平成24年)4月1日 公益財団法人移行認定を受けて、「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に名称変更</p>																
事業内容	<p>■公益目的事業</p> <p>(1) 青少年の健全な育成を目的とする事業</p> <p>(2) 市民の生涯スポーツの推進と健康づくりを目的とする事業</p> <p>(3) 芸術文化の振興を目的とする事業</p> <p>■収益事業等</p> <p>(1) 収益事業 物品販売事業及び駐車場管理運営事業</p> <p>(2) その他事業 市からの受託事業など</p>																
理事会 評議員会	<p>■役員構成(理事会)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>理事長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>副理事長</td><td>3人</td></tr> <tr><td>専務理事</td><td>1人</td></tr> <tr><td>理事</td><td>15人</td></tr> <tr><td>監事</td><td>2人</td></tr> </table> <p>■評議員構成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>評議員</td><td>17人</td></tr> </table>	理事長	1人	副理事長	3人	専務理事	1人	理事	15人	監事	2人	評議員	17人	<p>■理事・評議員の選出団体等</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会 ・藤沢市スポーツ推進委員協議会 ・藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 ・藤沢市スポーツ少年団本部 ・藤沢市レクリエーション協会 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 ・藤沢市青少年育成協議会 ・藤沢市子ども会連絡協議会 ・藤沢市ボーイスカウト連絡会 ・藤沢市青少年指導員協議会 ・藤沢SL少年団 ・児童クラブ運営委員長会議 ・地域子どもの家運営委員長会議 ・藤沢地区保護司会 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市文化団体連合会 ・藤沢市合唱連盟 ・藤沢市民交響楽団 ・公益社団法人藤沢市医師会 ・藤沢商工会議所 ・藤沢エフエム放送株式会社 ・藤沢市立小学校長会 ・藤沢市立中学校長会 ・東京地方税理士会藤沢支部 ・学識経験者 ・藤沢市子ども青少年部 ・藤沢市生涯学習部 ・藤沢市会計課 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会 ・藤沢市スポーツ推進委員協議会 ・藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 ・藤沢市スポーツ少年団本部 ・藤沢市レクリエーション協会 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 ・藤沢市青少年育成協議会 ・藤沢市子ども会連絡協議会 ・藤沢市ボーイスカウト連絡会 ・藤沢市青少年指導員協議会 ・藤沢SL少年団 ・児童クラブ運営委員長会議 ・地域子どもの家運営委員長会議 ・藤沢地区保護司会 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市文化団体連合会 ・藤沢市合唱連盟 ・藤沢市民交響楽団 ・公益社団法人藤沢市医師会 ・藤沢商工会議所 ・藤沢エフエム放送株式会社 ・藤沢市立小学校長会 ・藤沢市立中学校長会 ・東京地方税理士会藤沢支部 ・学識経験者 ・藤沢市子ども青少年部 ・藤沢市生涯学習部 ・藤沢市会計課
理事長	1人																
副理事長	3人																
専務理事	1人																
理事	15人																
監事	2人																
評議員	17人																
<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市体育協会 ・藤沢市スポーツ推進委員協議会 ・藤沢市地区社会体育振興協議会連合会 ・藤沢市スポーツ少年団本部 ・藤沢市レクリエーション協会 ・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会 ・藤沢市青少年育成協議会 ・藤沢市子ども会連絡協議会 ・藤沢市ボーイスカウト連絡会 ・藤沢市青少年指導員協議会 ・藤沢SL少年団 ・児童クラブ運営委員長会議 ・地域子どもの家運営委員長会議 ・藤沢地区保護司会 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市文化団体連合会 ・藤沢市合唱連盟 ・藤沢市民交響楽団 ・公益社団法人藤沢市医師会 ・藤沢商工会議所 ・藤沢エフエム放送株式会社 ・藤沢市立小学校長会 ・藤沢市立中学校長会 ・東京地方税理士会藤沢支部 ・学識経験者 ・藤沢市子ども青少年部 ・藤沢市生涯学習部 ・藤沢市会計課 																

※黒字は「市内青少年関係団体」

② 団体の種別

本財団は、神奈川県知事より公益法人としての認定を得て、平成24年4月に公益財団法人へ移行しました。これからも公益財団法人としての役割を追求し、効率的かつ効果的な事業運営及び市民サービスのさらなる向上に努めます。

青少年事業部においては、施設機能を最大限に発揮し、多様な体験プログラムを提供すると共に青少年の活動を支援するための人材の育成、青少年に関わる組織・団体の活動を支援することで、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」～未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち～の推進に寄与します。

③ 基本理念

本財団は、未来を担う青少年の健全育成の推進、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を通じ、全ての市民の心豊かで生き生きとした健康な生活を形成するため、「夢、希望、感動に溢れる明るい未来をみんなで創る」を経営の基本理念としています。

④ 経営方針

本財団は、青少年育成、スポーツ、芸術文化の各分野の統合から13年目、公益財団法人に移行から11年目を迎えました。

「人材育成・財務運営・事業運営・組織運営」に関する基本的な考え方を財団運営方針に定め、本財団の「経営計画2024」に基づき、将来に向けて持続的な財団運営を目指すと共に、今後も、事業を継続的かつ安定的に実施するため、常に事業の見直しを進めると共に、地域や関係団体との情報共有等連携を含め、利用者の立場に立った、より質の高いサービスの提供に努めます。

施設の管理運営については、本財団がこれまでに培ってきたノウハウ、人材、実績を効果的に活用し、利用者が安心して快適に施設を利用していただけよう、施設及び設備の充実に努めます。

今日まで本財団の基本理念に基づき、各分野において様々な事業を展開してまいりましたが、昨今では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、これまでにない経験と未だ収束の見えない状況のなか、コロナ禍において取り組んだ実績と教訓を踏まえ、コロナ共生社会としてwithコロナ・afterコロナも見据えた法人運営と事業展開に努めます。

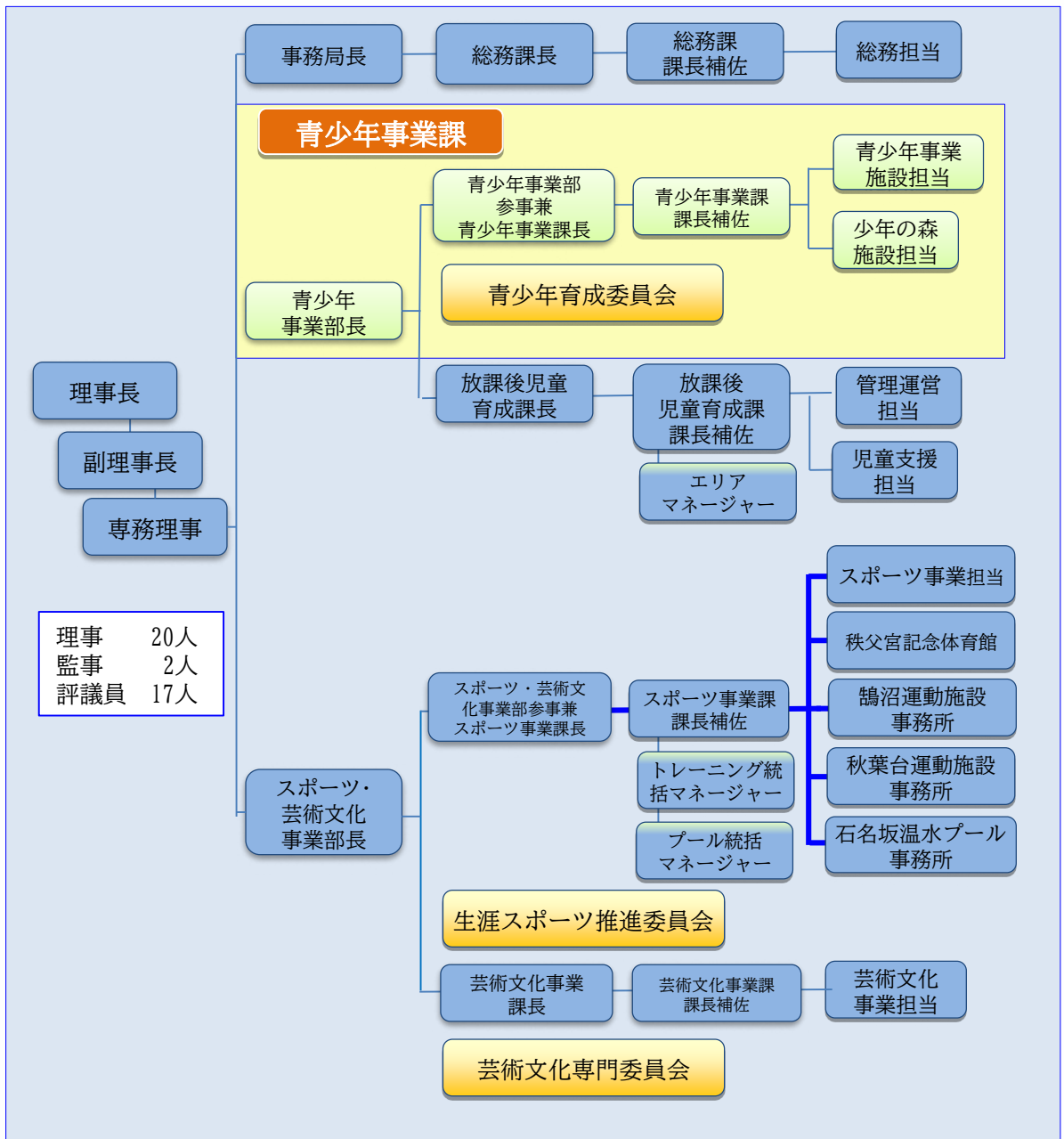
今後も引き続き、藤沢市の政策理念を尊重し、コンプライアンスはもとより公共的使命と社会的責任を認識した厳正かつ公正な経営に努め、市民の期待と信頼に応えていきます。

⑤ 組織基盤・体制

本財団は、公益財団法人として専門的な知識を有する方々で組織する理事会及び評議員会を定期的で開催しています。さらに専門的分野に関しては、各事業部門に専門委員会（青少年育成委員会、生涯スポーツ推進委員会、芸術文化専門委員会）を組織し、事業運営の方向性及び課題などについて諮問的機能を併せ持った運営を行っています。

組組織図

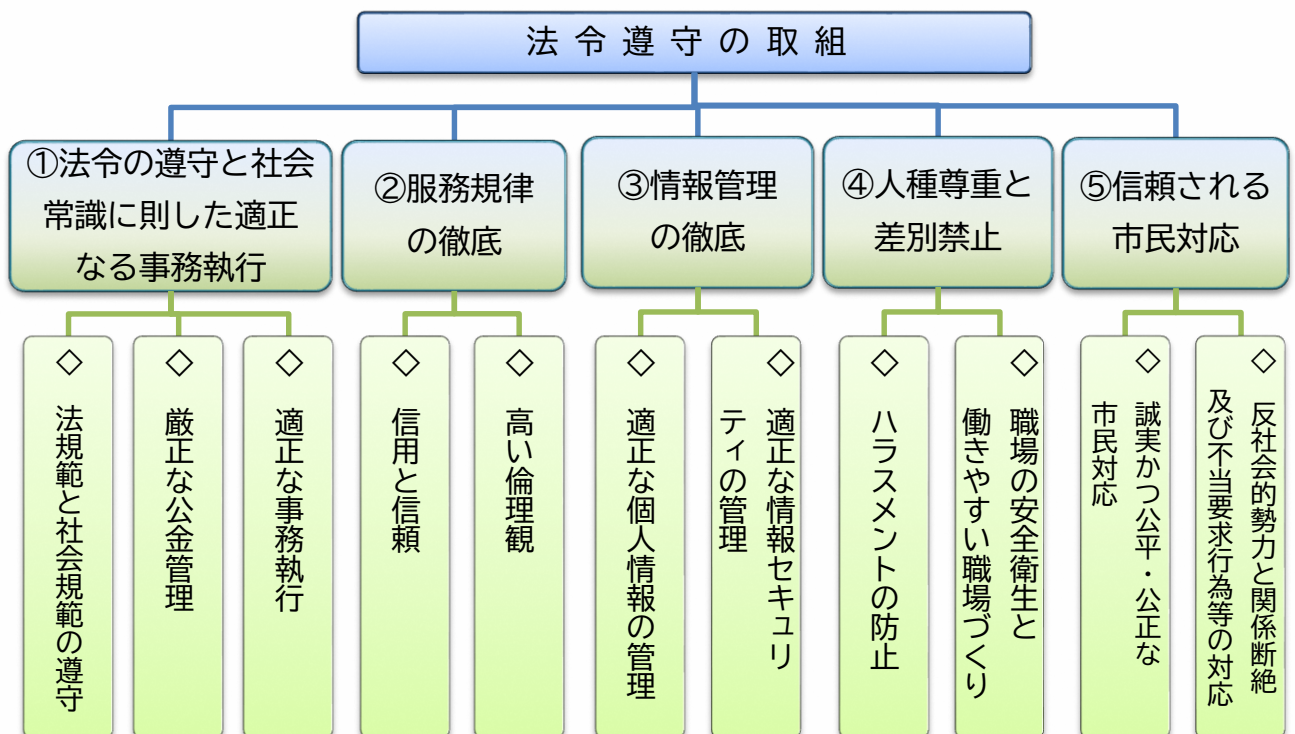
2022年8月1日現在



(2) 法令遵守の取組

本財団は、公共的使命と社会的責任を認識し、市民はもとより社会からも信頼される誠実な法人活動に取り組みます。法令を遵守することは、藤沢市が出資する公益財団法人としての使命の一つと捉え、すべての職員が共通認識のもと、市民から信頼される組織を構築するため「コンプライアンス行動指針」を定め、職員一人ひとりが常にコンプライアンスを意識して行動いたします。

また、万が一、コンプライアンスに関わる事故や違反が発生した場合には、「公益通報者保護規程」及び「綱紀審査委員会規程」などの内部規程に基づき迅速に対処します。組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の仕組みと法令違反行為等の調査と処罰を決定するシステムを確立しており、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。さらに、コンプライアンスをリスクマネジメントの一環として捉え、抱えるリスクを評価・予防し、制御するしくみを構築すると共に、OJTや研修を通じた職員の教育により、不正・犯罪行為に対する抑止力を高めて不正等を防止いたします。



① 法令の遵守と社会常識に則した適正なる事務執行

ア 法規範と社会規範の遵守

事務の執行にあたっては、指定管理者管理運営の基準に記載の法令等を確認し、その内容を十分理解し、正しく適用すると共に、改善が必要な場合には、迅速に対応します。また、職場において法令等の違反行為や違反の可能性のある行為等を認識したときは、隠ぺい等を含め見過ごすことのないよう、「公益通報者保護規程」に基づいて適切に対応します。

イ 厳正な公金管理

施設使用料金や事業参加者負担金収入、物品販売による収入など、多くの現金を取り扱うことから、現金の取り扱いに関しては「現金等収納及び取扱いマニュアル」に基づき、2人以上による確認作業を徹底し、現金残高在高表と照らし合わせて金庫内にある現金の確認を行い、不正防止やヒューマンエラーの防止に努めます。

ウ 適正な事務執行

コンプライアンスについては職員のみならず、委託業者に対してもそれぞれの業務に求められる法令遵守に関して仕様書に記載し、関係法令等の遵守の徹底を図ります。

② 服務規律の徹底

ア 信用と信頼

職員は、職務遂行中はもとより、勤務時間外においても自らの行動が本財団全体の信用に影響することを常に意識し、市民の信頼を損なう行動はしないことを徹底します。

イ 高い倫理観

利害関係者から金銭、物品等の提供を受けたり、飲食、遊戯を共にするなど、市民の疑惑を招くような行為はしないことを徹底します。

③ 情報管理の徹底

ア 適正な個人情報の管理

「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び本財団の「個人情報保護に関する規程」に基づき、適正な取り扱いを徹底します。

イ 適正な情報セキュリティの管理

電子情報の改ざん、漏えいや情報システム障害を防止するため、情報セキュリティ対策の重要性を職員一人ひとりが認識するための情報セキュリティに関する研修を行い、適正に実務処理することを徹底します。

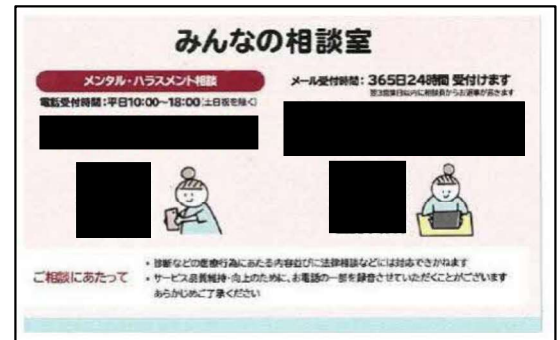


④ 人権尊重と差別禁止

ア ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等は、職員の勤労意欲を低下させると共に、職場環境の悪化を招き、円滑な職務の遂行を阻害する行為であることを職員一人ひとりが認識して行動することを啓発活動により徹底します。

また、ハラスメント相談窓口に加え、令和4年度から外部機関での相談窓口「みんなの相談室」を設置。ハラスメントとメンタルヘルスを一本化した相談窓口により、ハラスメント防止の徹底に努めます。



イ 職場の安全衛生と働きやすい職場づくり

安全衛生及び防災に係わる法令を遵守して誰もが安心して働くことができる職場環境の整備に努めます。

本財団では、臨時職員を含む全ての職員が、心身の健康を保ち、快適な職場環境を形成するために職員の安全衛生管理について、総括管理委員会及び衛生委員会を組織し、安全衛生に関する事項を調査・審議しています。また、令和4年度から児童クラブ分科会・メンタルヘルス分科会に加え、健康的な身体づくりを継続して行うためフィジカルヘルス分科会を新たに立ち上げました。

直接市民と接する職員が安全かつ心身の健康を保つことは、市民サービスの向上にも繋がると考えています。

⑤ 信頼される市民対応

ア 誠実かつ公平・公正な市民対応

市民と接するときには、自らの対応が本財団だけではなく藤沢市全体への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を行うと共に、市民からの意見、相談、苦情等については、プライオリティを高め、常に市民の立場で考えて親切丁寧に対応します。

イ 反社会的勢力との関係断絶及び不当要求行為等の対応

反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。

また、本財団への要望や苦情等が、暴力や脅迫を伴う不当な手段によって職務を強要するなどの不当要求行為等に該当する場合には、「不当行為等の対策に関する要綱」に基づき、毅然とした態度で対応します。

(3) 財務面の健全性・安定性

① 財団の経営資力

本財団の財務状況は、財務諸表に基づく一般的な財務分析から示される数値により、公益財団法人として適正であり、当該指定管理施設の管理運営を計画的かつ安定的に行える経営資力を有していると考えております。

ア 過去3カ年の財務諸表

□ 貸借対照表

(単位：円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I 資産の部			
流動資産	362,248,216	502,390,230	435,261,902
固定資産	1,492,783,246	1,489,722,861	1,456,282,835
資産合計	1,855,031,462	1,992,113,091	1,891,544,737
II 負債の部			
流動負債	357,711,634	425,306,407	343,068,413
固定負債	628,511,604	632,296,812	636,185,315
負債合計	986,223,238	1,057,603,219	979,253,728
III 正味財産の部			
指定正味財産	431,943,669	426,310,259	412,404,237
一般正味財産	436,864,555	508,199,613	499,886,772
正味財産合計	868,808,224	934,509,872	912,291,009

□ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(1) 収益計	3,071,856,259	2,774,354,537	3,017,667,435
(2) 費用計	3,046,139,769	2,708,056,989	3,036,901,298
法人税・住民税及び事業税	70,000	595,900	2,985,000
【当期正味財産増減額】	25,646,490	65,701,648	△ 22,218,863
【正味財産期首残高】	843,161,734	868,808,224	934,509,872
【正味財産期末残高】	868,808,224	934,509,872	912,291,009

イ 財務分析表（安全性分析）

貸借対照表並びに正味財産増減計算書から算出したデータを基に、財務の安全性に係る主な指標を表示したものです。

指 標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I 流動比率	101.3%	118.1%	126.9%
II 負債比率	113.5%	113.2%	107.3%
III 固定長期適合率	99.7%	95.1%	94.0%
IV 自己資本比率	46.8%	46.9%	48.2%

- I 流 動 比 率：この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示す指標
※ 100%を超えていることが望ましい
- II 負 債 比 率：他人資本が自己資本に対してどれだけあるかを示す指標
※ 100%未満～300%位まで。基本的には100%未満が良いとされている
- III 固定長期適合率：自己資本と固定負債の合計額に対して固定資産の割合を示す指標。固定資産が安定した資金で賄えているかどうかを表す
※ 100%未満が望ましい
- IV 自己資本比率：総資産に占める自己資本の割合を示す指標
※ この値が高いほど財務構造上の安定性が高い。業種によって異なるが、30%以上が安定の目安とされている

② 安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立

基本理念に基づいた責任ある役割を果たし、安定的・継続的に運営していくためには、安定した財務基盤の確立が必須です。これまでの考え方にとらわれない発想による収益源の確保や、ICTの積極的活用による経費の節減、公益法人の財務基準である収支相償の効率的、計画的な達成など、職員一人ひとりが経営的意識を持って取り組むことで、「安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立」を目指します。

ア 収益源の多様化による自主財源の確保と拡大

収益事業の見直しや、国や民間助成金の活用、クラウドファンディングの実施など、新たな収益源の確保について検討し、創意工夫を凝らして安定した財務基盤の確立に努めます。

イ 公益目的事業会計における収支の適正化

公益法人には、「収支相償（利益を生じさせず、利益が生じた場合はすべて公益目的事業に還元する）」という財務基準があることから、適正な収入と適正な支出が求められます。そのために、中期的な計画に基づく経営や、収入支出の検証と分析による事業展開に努めます。

ウ ICTの積極的導入・活用による業務の効率化と経費の節減

本財団の経費のうち、人件費が大きな比重を占めています。統一したイントラネットの構築や、電子決裁、事業運営システムの導入などICTの活用により手続きを簡素化し、人的負担を軽減すると共に経費の節減を図ります。

エ 職員の経営的意識の醸成

職員が経営的な意識を持つことは、財務に係る課題を解決する最も重要な要素です。積極的な情報発信や研修等を実施し、意識の醸成に努めます。

安定的・継続的な運営に向けた財務基盤の確立への取組み		
ア. 収益源の多様化による自主財源の確保と拡大	イ. 公益目的事業における収支の適正化	ウ. ICTの積極的導入・活用による業務の効率化と経費の節減
エ. 職員の経営的意識の醸成		

今後も、青少年の主体性や創造性を育み心豊かに育つための環境づくりを推進すると共に、より一層の安定した財務基盤の構築に努め、公益財団法人として責任ある法人運営を行っていきます。

(4) 管理運営実績

本財団は、藤沢市青少年協会の時代から27年間にわたり、藤沢市の出資団体として、行政、地域、関係団体、学校と連携し、青少年施設等の管理運営及び青少年健全育成事業を行ってきました。また、青少年団体、青少年育成団体と行政とのパイプ役を務め、支援を行うことで、青少年健全育成の社会的環境の向上にも貢献してきました。

指定管理者としての管理運営実績

指定管理期間	年数	指定管理区分	管理施設	
平成17年度～平成19年度	3年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館	
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森	
平成20年度～平成24年度	5年	13年	藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 鶴洋児童館 石川児童館 辻堂児童館 辻堂砂山児童館
			藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 大越子どもの家 本町子どもの家 片瀬子どもの家 大庭子どもの家 秋葉台子どもの家 羽鳥子どもの家 六会子どもの家 高谷子どもの家 中里子どもの家 長後子どもの家 俣野子どもの家 藤沢子どもの家 鶴南子どもの家 村岡子どもの家 鶴沼子どもの家 八松子どもの家
平成25年度～平成29年度	5年			
平成30年度～令和4年度	5年	藤沢市青少年会館指定管理者	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館	
		藤沢市少年の森指定管理者	藤沢市少年の森	
		藤沢市立児童館指定管理者	大鋸児童館 鶴洋児童館 石川児童館 辻堂児童館 辻堂砂山児童館	
		藤沢市地域子どもの家指定管理者	湘南台子どもの家 大越子どもの家 本町子どもの家 片瀬子どもの家 大庭子どもの家 秋葉台子どもの家 羽鳥子どもの家 六会子どもの家 高谷子どもの家 中里子どもの家 長後子どもの家 俣野子どもの家 藤沢子どもの家 鶴南子どもの家 村岡子どもの家 鶴沼子どもの家 八松子どもの家 大道子どもの家	

※ 平成21年度までは、財団法人藤沢市青少年協会として管理運営。

※ 村岡子どもの家については、移転により閉館した平成26年12月1日～平成28年3月1日までの期間、管理運営実績なし。

※ 平成31年4月1日から藤沢子どもの家がFプレイスへ移転。

※ 令和3年4月1日に大道子どもの家が新設され、同年4月より管理運営。

Ⅱ 事業計画書

1 施設の効用の発揮

(1) 施設利用の促進

藤沢市青少年会館は、青少年や青少年団体・青少年育成団体に活動の場を提供し、その健全な育成を図るという設立目的から、市内の青少年育成の中心的な活動拠点として本財団が管理運営を行ってきました。

今後はさらに地域に根ざし、愛され、青少年の活動の中心となる施設を目指し、青少年の成長に寄り添う様々な事業を提供します。

本財団は、これまで藤沢市内青少年施設の指定管理者として培った実績と経験を基に「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を理解した上で、施設利用促進を図ると同時に、施設利用の促進には欠かせない接遇や職員の資質の向上を目的とした研修にも徹底して取り組み、居心地の良い環境づくりにも努めます。

① 地域に根ざした取組

地域に根ざした施設運営に取り組むことは、青少年健全育成の環境整備と共に利用促進という面でも大きな効果が得られるものと考えています。特に「青少年会館まつり」や「地域交流事業」などの事業を地域と協働で実施することで、地域との連携をさらに強める他、青少年会館の認知度と施設利用向上の相乗効果が期待できます。

また、青少年健全育成の環境整備については、地域のタイムリーな情報や特色、意見を取り入れるため、地域団体や自治会、町内会等の方々や学校長で構成する「運営委員会」を定期的に開催し、そこでいただいた意見などを反映させた施設運営を展開していきます。



地域交流事業

② 事業周知におけるICTの活用

ア SNSを利用した情報発信

藤沢市青少年会館では魅力ある事業を多く実施しており、その事業をより多くの人に知っていただくことを目的に、チラシの配布と共に「Twitter」や、「LINE」などのSNSを活用し、効率的で効果的な周知に努めます。

また、当日のフリースペースの開放時間や部屋の空き状況を配信し、タイマーで多くの青少年が利用ができるよう情報の発信をしていきます。



イ 施設利用手続きにおけるオンライン化

青少年団体や一般団体が利用する際の施設の予約については、直接来館していただいておりますが、利用者の利便性と効率性を考慮し、施設利用手続きのオンライン化の実現に向け、藤沢市と共に調整してまいります。

③ 子育て支援事業の拡充

第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画に則し、子育て中の親と子の交流や乳児や未就学児の体験機会の提供のため、子育て支援事業を展開します。

また、幼児期から青少年会館に慣れ親しむことで、その後の小学校や中学校、高等学校と、成長の過程で自然と青少年会館を利用することへと繋げる副次的な効果もあります。



親子あそびば



親子体操



布ぞうりづくり

④ 中学生の居場所づくり【新規提案】

青少年のなかでも生活環境が大きく変化する中学生にとって、青少年会館が目指す子どもたちの「イイ場所」となるような環境づくりに努めます。

ア フリースペース機能の充実

中学生の年齢層の施設利用をより促進するため、その時代に流行っているもの、その年代のニーズを調査し、イベントの開催等のソフト面の充実と備品の拡充を図ると共に、職員やボランティアとの信頼関係を築き、多感な時期にある子どもたちが安心して過ごせる場として提供していきます。



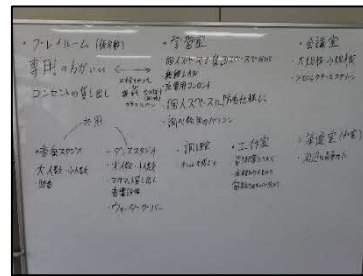
⑤ 若者運営委員会の開催

高校生から概ね30歳までを委員とした「若者運営委員会」を組織し、青少年会館が若者にとって「イイ場所」となるよう議論し、青少年による青少年のための施設づくりを推進することで若者の利用促進へと繋がります。

また、委員会では、「入口を入りやすい雰囲気にする」や「フリースペースを使ってもらおう」といったように年度毎に目標を設定してもらい、目標達成に向け行動していくことで積極性や主体性を育みます。



青少年で構成された若者運営委員会



委員会で話し合い

⑥ スケールメリットを生かした事業展開

本財団のスケールメリットを生かし、本財団が管理運営する青少年施設、スポーツ施設、及び芸術文化事業と連携した事業展開を図ります。本財団のホームページや事業運営システムを共用し、また、管理する青少年施設以外の施設に積極的に情報を発信することで、これまで青少年施設を利用したことがない市民の新規利用者の獲得を図ります。

(2) サービスの向上

青少年会館は青少年健全育成の拠点施設として、その施設機能を十分に発揮するため新たな事業に取り組みます。

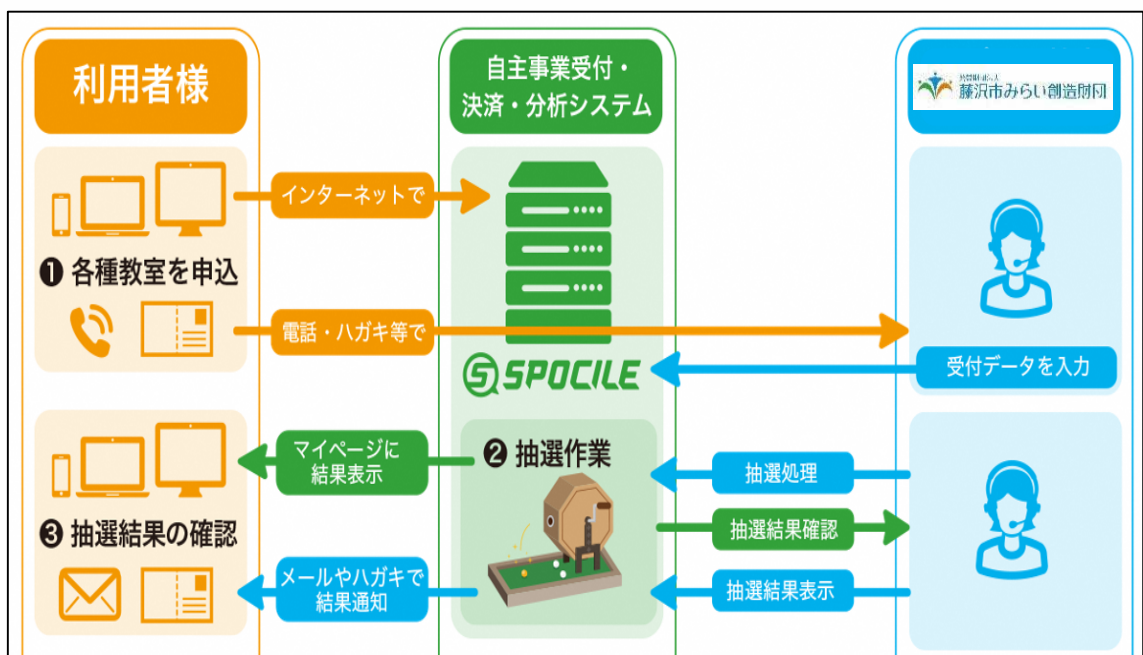
また、これまでに施設に寄せられた要望に応えるサービスや利便性の向上、青少年利用の増加を目的とした新たなサービスを提案します。

① 各種事業のインターネット申込

本財団では、各種事業の参加者への利便性向上と業務効率化を目的に、インターネットを活用した「事業運営システム」を導入いたしました。

スマートフォンやパソコンから本財団ホームページにアクセスし、Web上で受付申込、抽選結果の連絡ができ、参加までのやり取りが全てWeb上で完結します。これまでお願いしてきた受付窓口や電話、ハガキでの申込の手間がなくなり、また開館時間に関係なく24時間申込が可能となる等、利便性が大きく向上します。

また、新型コロナウイルス感染症によって、社会のあらゆる分野においてICT（情報通信技術）を活用した変革の必要性を再認識させられました。本財団においても「対面」でのやりとりから「Web化」へと変革することが求められており、感染防止対策で見えてきた社会・経済の変化に沿ったサービス提供に努めます。



② もったいないネット～食品ロス Zero～

藤沢市SDGs共創指針と第二期子ども・子育て支援事業計画に則し、次代を担う子どもたちと共に、フードロス削減を目的に地域（商店街・企業・農家・自治会町内会等）から提供いただいたお米やレトルト食品等を、定期的の子育て世帯へ無料配布しています。

そして、SDGsに関する講習や研修、関連事業に継続的に参加してもらうことで、SDGsへの理解促進と主体的行動力を育みます。



③ 学習支援事業【新規提案】

学生が長期の休みとなる夏期と冬期の期間に、青少年会館の一部を自習室として開放する他、現在の施設の予約状況を鑑みて、空いている時間帯を有効利用する形で開放するなど、青少年の学ぶ場所の提供拡大に努めます。

また、自習室としての機能向上を目指し、PCやプリンターの貸し出しなど、学習環境を整備していきます。なお、PCやプリンターの購入には、物品販売事業収入等の自主財源を充当いたします。

④ 子どもの生活支援への取組【新規提案】

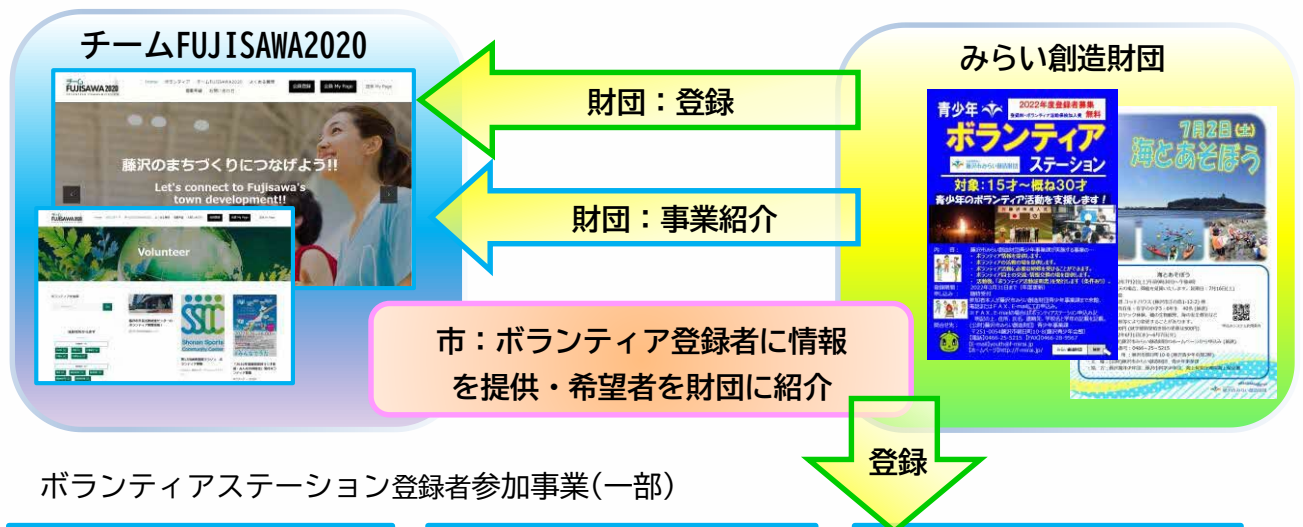
第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画、藤沢市子ども共育計画、並びに藤沢市子どもの居場所づくり推進計画に則し、「生活習慣の習得」「学習習慣の定着」「食事の提供」の課題に取り組めます。長期の休みが明ける頃に、現在実施している学習支援団体による学習サポート事業と、孤食や貧困による食の問題の一助となる子ども食堂を運営する団体と連携することで、生活習慣を整えます。

また、実施にあたり、より効果的に支援の幅を広げられるよう藤沢市社会福祉協議会とも情報を共有、連携していきます。

⑤ チームFUJISAWA2020との連携

子どもに関わるボランティアを希望する青少年のために登録制で設置している「ボランティアステーション」は、ボランティアの機会提供と共に事業実施時の子どもリーダー及び職員の補助として参加をいただいています。

これまでの募集方法に加え、藤沢市が行っている「チームFUJISAWA2020」の紹介システムに加入し、ボランティアに興味のある青少年へ直接情報を届けると共に、参加希望者には青少年ボランティアステーションへと繋げ、青少年ボランティアが活動を通して自身の成長ができる機会を提供します。



ボランティアステーション登録者参加事業(一部)



わくわく大自然



海とあそぼう



あそびスタジオ

⑥ 自動販売機の拡充

現在、青少年会館に設置している自動販売機は飲料水のみですが、利用する年齢層を考慮し、お菓子やパン、アイスクリームなどの軽食等の販売ができる自動販売機を設置します。

また、設置については、できるだけ安価な価格に設定し、子どもたちに好まれる商品を揃えるなど、利便性向上と居場所機能の充実を図ります。



各年度の事業実施計画

本財団ではこれまでの指定管理者としての実績をもとに、利用者サービスをさらに向上させるよう、PDCAサイクルを実践し、常に計画を見直し、施設利用者に満足してもらえる施設づくりに取り組みます。

藤沢市青少年会館 各年度の事業実施計画

提案事項	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中学生の居場所づくり (P16)	調査/検討/実施/試行	実施/改善	
若者運営委員会の開催 (P16)	実施/検証/改善		
各種事業のインターネット申込 (P17)	実施/検証/改善		
もったいないネット ～食品ロス Zero～ (P18)	実施/検証/改善		
学習支援事業 (P18)	実施/検証/改善		
子どもの生活支援への取組 (P18)	藤沢市社会福祉協議会との調整 試行/検証/改善	実施/検証/改善	
自動販売機の拡充 (P19)	調査/業者選定	導入	

(3) 平等な利用の確保

公共施設の管理者として、「地方自治法」及び「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、特定団体や個人に対し不公平が生じないように施設管理に取り組んでいます。また、誰もが公平に施設利用及び事業に参加できるよう、利用者の立場に立ち、「安全・安心・快適」に利用できるよう管理者としての役割を果たします。

① 誰もが利用しやすい施設環境づくり

施設を訪れる全ての人にとって利用しやすい環境づくりに努めます。エレベーターや多目的トイレ（みんなのトイレ）等、施設内においてユニバーサルデザインを取り入れると共に、「藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、筆談による対応、藤沢市と連携した手話通訳者の配置など可能な限りの対応に努めます。また、日本語に不慣れな外国籍の方に対しては、外国語（英語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）でのインフォメーションを行います。



② 職員の適切な対応

本財団では、子どもから高齢者まで、誰もが気持ち良く利用いただけるように、全職員を対象に定期的に接遇研修を実施し、親切・丁寧で明るい対応を心がけ、市民から愛される施設を目指します。また、藤沢市の職員研修にも積極的に参加し、藤沢市職員と共通認識を持つと共に、施設利用者が常に安心して利用いただける公平で平等な施設運営を行います。



財団全体接遇研修

③ 事業申込みの公平性

事業の申込受付については、先着順または抽選により決定し、公平性を確保いたします。また、「藤沢市における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、障がいがある方々に対する合理的配慮として、電子メールやFAX等による申し込みも受け付けます。さらに本財団で導入した「事業運営システム」の活用により、誰もが公平に申し込みができるよう配慮します。

④ 誰もが参加できる機会の推進

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」を基に、青少年はもとより、障がいの有無、高齢者等、あらゆる人々の能力と個性を発揮する場として、事業参画の機会を設けます。

また、LGBTQなど、利用者や事業参加者の多様性を理解するために正しい知識を習得し、職員間で共有します。



⑤ 就学援助世帯応援プログラム

一人でも多くの子どもたちに体験活動の機会提供を図るため、藤沢市教育委員会の就学援助制度、及び国が行っている高等学校等就学支援金制度を基準に事業参加費の負担軽減を実施します。

就学援助世帯
参加費の約2/3を減額



④ 苦情やクレーム等の対応

苦情やクレーム対応については、「コンプライアンス行動指針」に基づき、職員一人ひとりがファーストコンタクトの重要性を十分理解し、施設利用者の立場に立って真摯に対応すると共に、職員間で情報を共有するなど、施設利用者を待たせず、迅速に対応できるよう努めます。また、初期対応した職員が孤立しないよう、バックアップ体制を整え、職員への安全配慮にも努めます。今後も、寄せられた苦情やクレームは貴重なご意見と捉え、施設運営や管理などの改善に生かした取り組みを推進します。

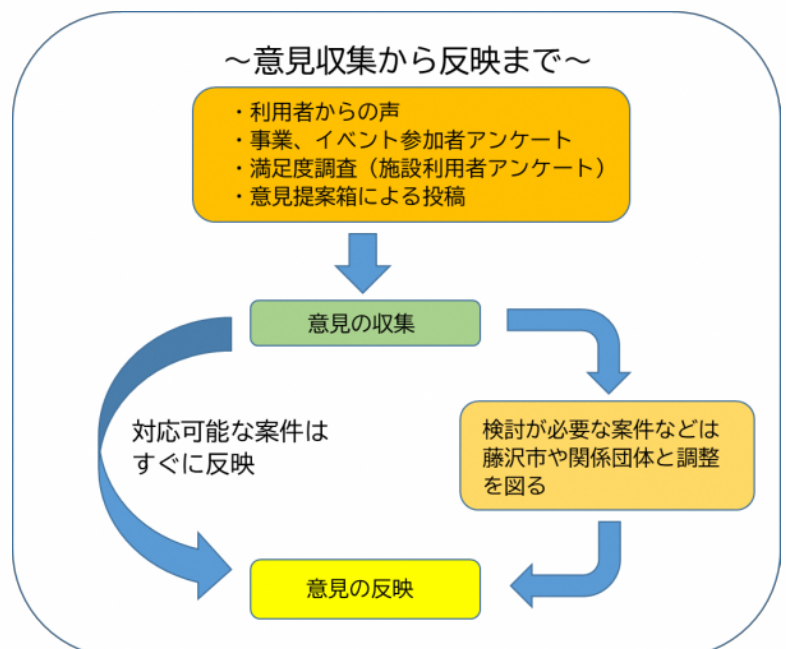
本財団におけるコンプライアンス行動指針

- 法令等を遵守した適正な事務執行
- 服務規律の徹底
- 情報管理の徹底
- ハラスメントの防止
- 信頼される市民対応

⑤ 反映方法

アンケートや意見箱に寄せられた、施設利用者からのご意見・ご要望については、その都度施設職員で協議し、早急に対応を図ります。また、結果については、利用者にも伝わるよう施設内に掲示するなど、意見・提案内容や結果などの「見える化」を図ります。

なお、検討が必要な案件については、藤沢市や関係団体と調整を図り、反映できるように努めます。



⑥ 専門委員会の設置

市内青少年関係団体の方々に構成する「青少年育成委員会」を設置し、施設運営の現状の課題や今後取り組むべきことを協議し、事業や施設運営に取り入れます。

公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年育成委員会 選出団体

No	団体名等	No	団体名等
1	学識経験者	10	児童館運営委員長会議
2	藤沢市宇宙少年団	11	地域子どもの家運営委員長会議
3	藤沢市科学少年団	12	藤沢市立小学校長会
4	藤沢市ガールスカウト連絡会	13	藤沢市青少年育成協議会 (財団理事)
5	藤沢市社会教育委員会議	14	藤沢市子ども会連絡協議会 (財団理事)
6	藤沢子ども劇場	15	藤沢市青少年指導員協議会 (財団評議員)
7	藤沢S L少年団	16	藤沢市子ども青少年部青少年課
8	藤沢海洋少年団	17	県立青少年センター
9	児童クラブ運営委員長会議	18	学識経験者

令和3年度の専門委員会で提言された内容

■事業について

- 「子どもの自主性を育み、自ら考え、自ら動ける人を育てる」
- 「新規事業だけでなく、既存事業のブラッシュアップが必要」
- 「事業に関するニーズ調査と分析」
- 「青少年ボランティアの指導技能向上」
- 「学習支援 近隣大学との連携」 など

■青少年施設運営について

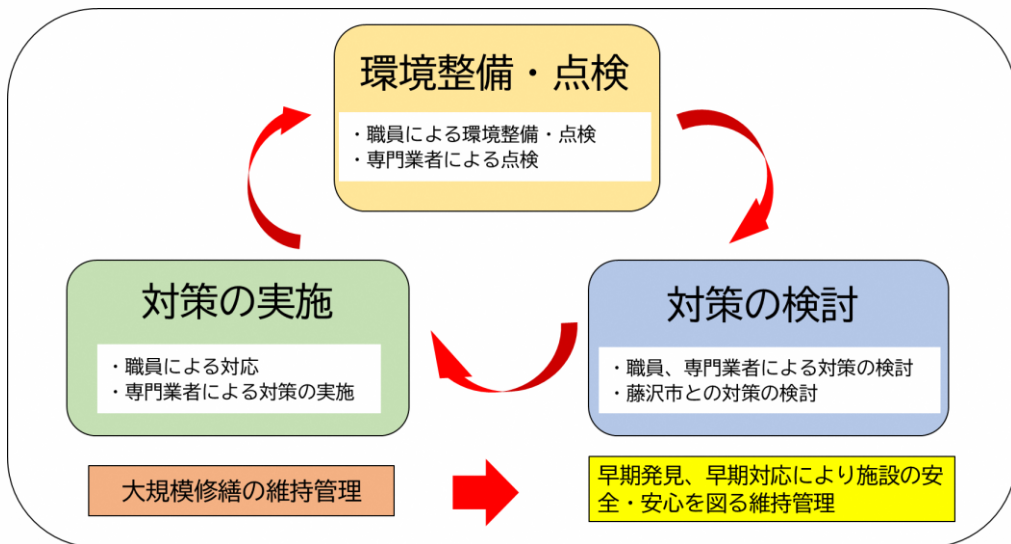
- 「現在利用している子ども達を大切にすること」
- 「積極的なSNSの活用」
- 「人とのつながり地域連携」
- 「少年の森におけるハード面の充実」
- 「児童館・子どもの家における食事の実施」
- 「少年の森の自然を残す」 など

(5) 施設・設備の維持管理

施設利用者が安心かつ快適に施設を利用できるように、職員・専門業者による施設点検、対策の検討、対策の実施、というサイクルを計画的に実施できる施設の維持管理体制を構築します。

また、大規模修繕を中心とした維持管理から、日常点検に重点を置き、危険箇所、不具合等の早期発見、早期対策を施すことで、施設の長寿命化を図り、「利用者の安全確保」と「経費縮減」を両立させます。

① 施設・設備の長寿命化への取組



ア 環境整備・点検について

□ 職員による環境整備、点検

施設利用者が安心・安全・快適に施設を利用できるように、職員が日常的に清掃や片づけ、遊具、施設外等の環境整備をする中で、施設内外全体を日々点検し、施設・設備の不具合を発見します。これにより、危険箇所・不具合箇所を早期に発見することで、重症化する前に対策を講じ、施設の長寿命化を図ります。

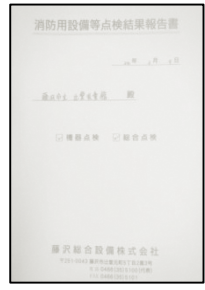


□ 専門業者による点検

専門業者に施設・設備の点検業務を再委託し、定期的を実施します。



施設点検報告書



消防設備点検報告書

イ 対策の検討について

□ 職員、専門業者による対策の検討

職員及び専門業者が行う点検により、危険箇所や不具合があった場合(使用中も含め)は、早急に利用者へ危険箇所を表示等にて注意喚起すると共に、職員、専門業者で「施設利用者の安全」を最優先に対策を検討します。

□ 藤沢市との対策の検討

危険箇所や不具合の内容及び対策に要する経費によっては施設設置者である藤沢市と協議調整し、施設が長寿命化できるよう中長期計画を作成し、対策を検討します。

ウ 対策の実施について

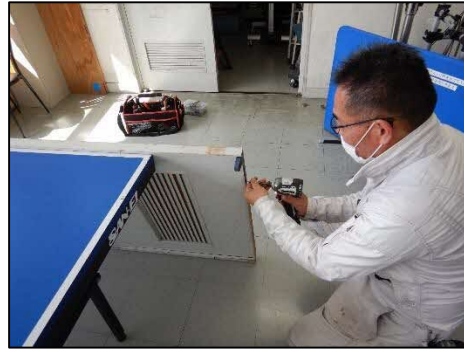
□ 職員による対策

軽微な施設・設備修繕、植栽管理等、職員で対応可能な作業等については、安全を確保したうえで早急に対策を講じます。



□ 専門業者による対策

職員で対応が難しい危険箇所・設備の不具合の修繕及び植栽管理、害虫駆除等については、対策を専門業者に依頼し実施します。

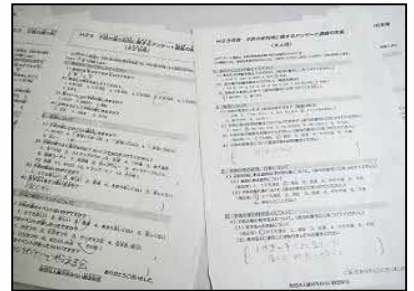


専門業者による備品・施設修繕

② 施設利用者等からの要望

ア 施設利用者アンケートの実施

施設利用者に施設・設備に関するアンケートを実施することで、施設利用者のニーズを把握し、適切な対策を講じます。



イ 運営委員会からの要望

地域団体や地域の方々で構成された「運営委員会」を設置し、施設運営に団体や地域からの視点で意見を求めることで、地域ニーズを把握し、優先順位をつけて対応します。



③ 備品の管理

備品台帳を作成し、データにて一括管理することで、経過年数・修繕履歴等を把握します。また、施設の維持管理と同じく設備の機能・財産価値を長期保持するためライフサイクルコストの縮減を目指します。



2 危機管理体制

(1) 防犯・防災対策

本財団は、警察や消防、藤沢市、地域住民と協力しつつ、これまでの指定管理期間の中で起きた様々な事案を一つひとつ解決してきた経験を通して、不審者発生時の対応に関する「防犯マニュアル」と、火災や地震、風水害等の自然災害時の「防災マニュアル」を組み合わせ「危機管理マニュアル」を作成し、防犯・防災に対する体制を確立してきました。今後も、その時々に応じて「危機管理マニュアル」を更新しつつ、防犯体制を強化し、藤沢市と連携して、防犯・防災対策を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症に関する対応については、藤沢市の方針に従い情報共有を図りながら、感染状況を鑑み施設運営や事業・イベントの実施について判断していきます。

① 防犯対策

多くの子どもたちが利用する青少年施設において、防犯への取り組みは、子どもたちの安全を確保する上で必要不可欠です。「危機管理マニュアル」にある「防犯マニュアル」に則し、職員は施設内の巡回、目視等で安全確認に努めると共に、館内での迷惑行為を未然に防ぐよう努めます。また、夜間等の閉館時間については警備会社に機械警備を委託し、犯罪を未然に防ぐよう努めます。



緊急通報システム



防犯カメラ



機械警備

② 防災対策

ア 防災への取組

□ 火災への取組

利用者の人命を最優先し、迅速かつ適切な対応ができるよう「危機管理マニュアル」に則し、自衛消防隊を組織します。また、施設管理責任者は消防法に基づく甲種防火管理者資格取得者を配置します。さらに消防計画を作成し、消火器や防火扉、誘導灯等の消防設備については、委託業者により法令に基づく定期的な点検を行い、維持管理し、消防署への届出を行います。

イ 防災設備の維持管理・点検

災害発生時に、施設で迅速かつ適切に施設利用者の安全を確保できるよう、日頃から防災設備や消火器、防火扉、誘導灯等の消防設備について適切な維持管理を行います。

また、法令に基づき専門業者による定期的な点検を行い、維持管理し、消防署への届出を行います。



藤沢市防災ラジオ



防災無線受信機



ヘルメット



緊急避難バック



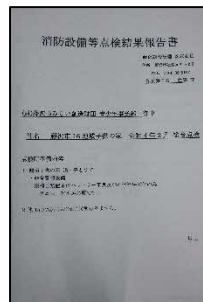
非常放送用設備



火災報知器



消火器



消防設備点検結果報告書



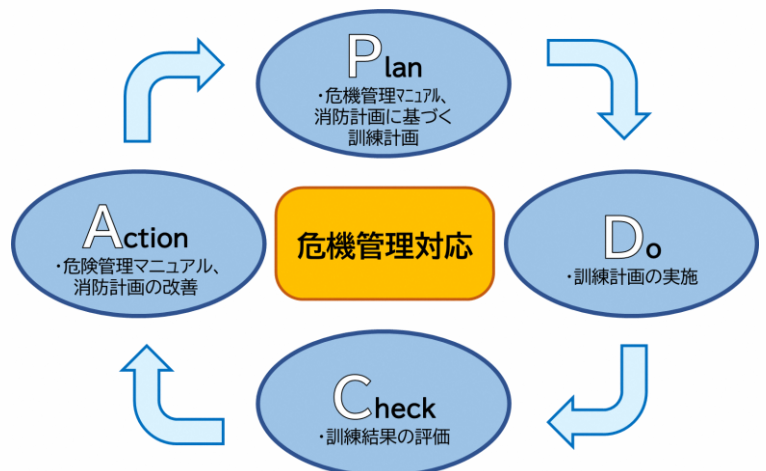
AED

ウ 防災訓練

天災等の危険は忘れた頃に突然やってくるものです。青少年施設は、日頃から多くの子どもたちが利用しているため、青少年を対象とした危機の把握と予防、いざという時の事前の準備、危機発生時の迅速かつ的確な対応により被害の最小化に努めなければなりません。そのため、火災や地震、津波など様々な危機を想定した訓練を計画し、定期的の実施した訓練の評価、意見集約を行い、その結果を危機管理マニュアルや消防計画へ反映します。



様々な状況を想定した防災訓練



(2) 緊急時の対応

従来からの緊急事態に備えた組織体制、危機管理マニュアルを整備すると共に、定期的に事故や災害を想定した訓練を行います。

本財団防災計画について、財団災害対策本部機能を位置づけ、情報の管理、職員配置等を見直し、体制の確立を図ります。

① 緊急時対応の基本方針

ア 施設利用者の安全を最優先

緊急事態発生時には、二次事故の防止に努め、人命救助を最優先し、迅速で適切な予防、応急手当を行います。

イ 各施設との連携、情報の共有

災害が発生した場合には、各施設の状況を藤沢市に報告すると共に、情報の収集にあたり、各施設と連携を図り対策を講じます。

ウ 現場職員による判断を優先

事件・事故災害等の緊急時においては、短時間で現場職員が状況を把握し、「施設利用者の安全確保」「人命優先」を基本に、行動をとる「現場職員の判断優先」を基本方針とします。

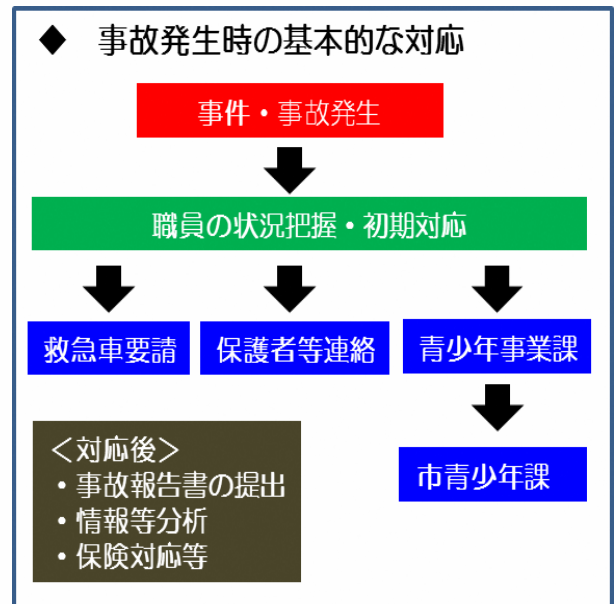
そのため、緊急時に適切に対応できる職員の養成は不可欠と考え、普通救命講習会や防災に関する研修等を受講・実施します。

② 発生時の対応

ア 事件・事故発生時の対応

事故や急病など緊急時においては、発生した事態に応じて、普通救命講習を受講した職員が直ちに必要な応急手当を実施します。そして、必要に応じて、救急車を要請し誘導にあたるなど、危機管理マニュアルに基づき迅速な初期対応を行います。

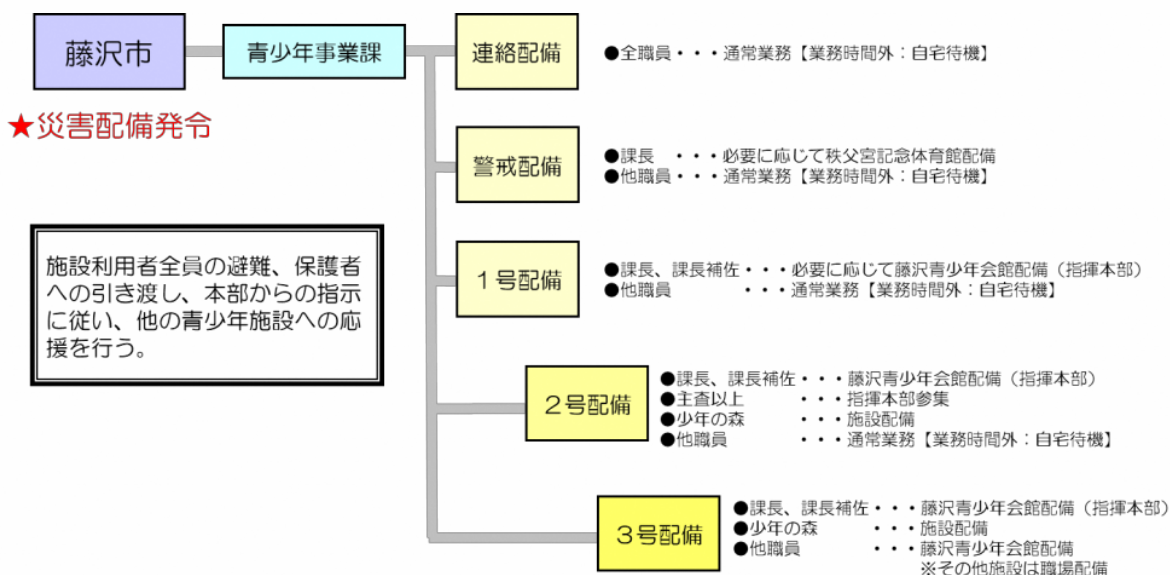
また、情報収集を行い、事態の把握に努め、その内容を速やかに藤沢市に報告します。事後においては事故原因の分析及び事故責任の明確化を行い、その情報を共有、蓄積し、以降の事故再発防止を図ります。



イ 災害発生時の対応

□ 財団としての対応

気象警報発令時やその他災害の発生が予想される場合は、藤沢市防災配備体制に準じて本財団も警戒体制を敷き、施設利用者の安全を確保します。



災害配備体制（地震・津波の場合）

災害発生時の対応

1 初動体制

地震など緊急の災害発生時には、まず各職員が自身の安全を確保すると共に、施設利用者に対しても、各自の安全を確保するよう呼びかけます。職員は一時的な安全が確保でき次第、施設内の安全を確認すると同時に放送や呼びかけ等で施設利用者の安全を確保します。

2 避難誘導・救護

集約した情報をもとに予め決めた避難場所に、施設利用者が混乱しないよう、また逃げ遅れがないよう確認し、避難誘導をします。傷病が発生した場合は、必要に応じた応急手当を行います。

3 情報収集及び連絡

地震であれば震源や地震の規模などの情報を収集・把握すると共に、藤沢市や関係機関へ被害状況等の連絡を行います。

4 藤沢市との連携

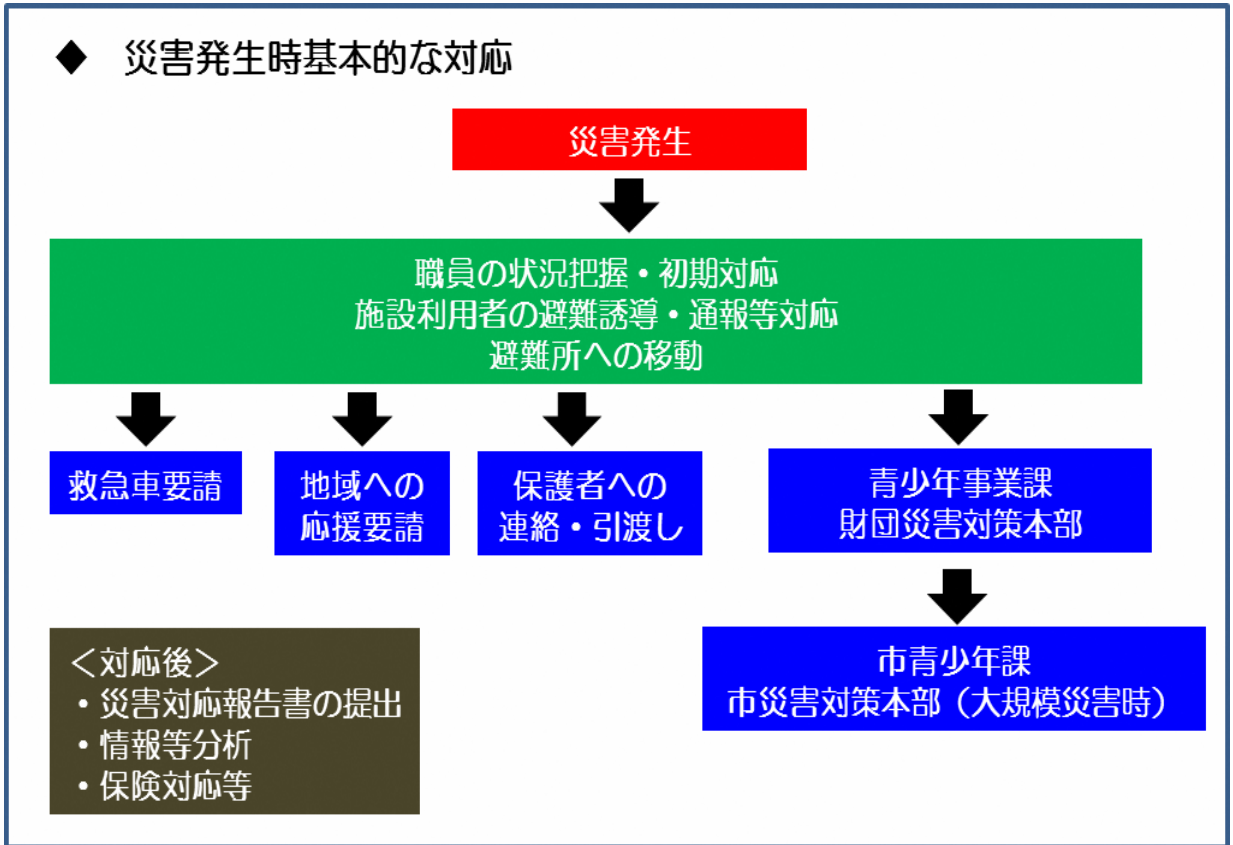
大規模災害が発生した場合には、本財団防災計画に基づき、財団災害対策本部を設置し、市の災害対策本部との連携を図ります。

□ 施設での対応

地震、津波、風水害、火災等の災害発生時は、危機管理マニュアルを基本に、緊急対応します。事故・事件発生時と同じく、緊急を要する対応となるため「利用者の安全確保」「人命優先」を基本とした現場職員の状況把握、判断、行動を優先にします。

また、大規模災害の際は、財団災害対策本部と連携を取りながら対応します。

◆ 災害発生時基本的な対応



定期的な危機管理マニュアルの改訂

近年、全国的に短時間強雨や大雨の強度・頻度の増加による河川の洪水、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等、今まで想定されなかった異常気象が多く発生しています。

一度作成して終わりではなく、危機管理マニュアルは、常に新しい世の中の情報を取り入れ、随時更新していきます。

3 人員体制・経費

(1) 人員体制

職員の就業については、労働基準法及び労働基準法施行規則を遵守した内容で勤務すると共に、勤務体制や勤務時間等については、本財団就業規程に則り、適正に管理します。

また、特定業務にとらわれることなく多能的に担当できる職員（マルチスタッフ）の育成を図り、貴重な経営資源である人材を最大限有効に活用し、効率的な職員配置のもと、施設運営を行います。

職員配置については、キャリアに応じた職員をバランスよく配置し、施設利用者が安全・安心に利用できる施設づくりをめざすと共に、研修計画に基づき、職員が向上心を持てるよう配慮し、必要なスキルの習得にも、より一層力を入れて取り組みます。

① 職員配置

施設名	正規職員	非常勤職員	臨時職員	計
藤沢青少年会館 (青少年育成事業含む)	3	3	2	8
辻堂青少年会館	0	3	1	4
計	3	6	3	12

藤沢青少年会館

役職	主な担当業務	人数	能力・実績等	雇用形態	1週間の勤務時間
館長	・施設全体の管理運営統括 ・関係機関との連絡調整統括	1人	普通救命講習修了 甲種防火管理者 公共施設管理30年以上	正規	38.75h
管理運営担当者	・館長の補佐、代行 ・施設の管理業務 ・事業のコーディネート、実施 ・広報活動 ・HP管理	1人	普通救命講習修了 公共施設管理25年以上	正規	38.75h
青少年育成事業担当者	・ボランティアステーションの運営 ・事業のコーディネート、実施 ・広報活動 ・団体事務局	1人	普通救命講習修了 公共施設管理15年以上 第二種衛生管理者	正規	38.75h
会館指導員	・施設の管理業務 ・事業のコーディネート、実施 ・広報活動 ・利用受付、案内業務	3人	普通救命講習修了 青少年関係実務経験者	非常勤	29h
事務員	・利用受付、案内業務 ・広報活動 ・事業の補助	2人	普通救命講習修了 青少年への指導ができる	臨時職員	23.25h

辻堂青少年会館

役職	主な担当業務	人数	能力・実績等	雇用形態	1週間の勤務時間
館長	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の管理運営統括 関係機関との連絡調整統括 	1人	普通救命講習修了 公共施設管理10年以上	非常勤	30h
会館指導員	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理業務 事業のコーディネート、実施 広報活動 利用受付、案内業務 	2人	普通救命講習修了 自然体験活動指導者 青少年関係実務経験者	非常勤	29h
事務員	<ul style="list-style-type: none"> 利用受付、案内業務 広報活動 事業の補助 	1人	普通救命講習修了 青少年への指導ができる	臨時職員	27.25h

② 人材育成

人材育成においては、採用時から監督者までの経験年数や階層に応じた研修を体系化し、基本研修、専門研修等を効率的・効果的に受講できるように努め、業務に必要な専門的知識・技術を身につける機会を確保します。

研修区分	研修名	実施回数など	概要・目的
基本研修 (階層別研修)	管理監督者研修	年1回	課長級、課長補佐級、上級主査級、主査級職員を対象に行う研修で、「管理監督者」としての最低限必要な知識を学ぶとともに、部門間を越えた意見交換、グループワーク等を通じて、自らの役割を考えることを目的とする研修
基本研修 (階層別研修)	新規採用職員教育	採用時：1回	公益財団職員としての心構えを身に付け、青少年施設職員に必要な基礎知識、技能を習得させるとともに、組織人としての自覚と責任を認識し、職場への適応性を養います。また、新採用職員の育成の一環として、配属施設では、「育成担当職員」を定め、日々の業務の指導や助言を与えることで、効果的な育成を図る。
基本研修 (階層別研修)	事業課間研修	採用年度：3日	新採用の職員に対し、青少年事業課、放課後児童育成課、芸術文化事業課のイベント等に研修として各1日従事する。各事業課のイベント・事業を体験することで、所属職場にのみとらわれない、広い視野を持った職員の育成を目的とする。
基本研修 (合同研修)	接客教育	定期研修：年1回	お客様に気持ち良くご利用いただくためには、スタッフの接客教育が大変重要と考えております。お客様が「また利用してみたい」と感じる心遣いのできるスタッフの育成を行います。 ・朝礼の実施（毎日：一日のスケジュール確認、共通認識、情報共有） ・「FUJISAWAにこやかクレド制度」に基づく、にこやかチェックの実施（毎日）
基本研修 (合同研修)	情報公開に関する教育	年1回	市民の「知る権利」を保障し、公正で開かれた管理運営を推進するため、本財団が保有する情報は公開を基本原則とするものですが、基本的な権利としての個人情報最大限保護の必要から、その取り扱いについては、全てのスタッフに、研修を通じ徹底指導を行います。（毎年）
基本研修 (合同研修)	個人情報保護教育	年1回	「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害をおよぼす恐れがあり、個人情報の漏えい・紛失・改ざんのないよう研修を通じて全てのスタッフにその重要性を徹底指導いたします。（毎年）
基本研修 (合同研修)	人権施策に関する教育	年1回	人権問題について正しい認識と現状課題を理解し、人権意識の高揚を図ります。差別やセクシャルハラスメントの起こらない、人権を尊重する職場づくりをめざして、「藤沢市人権施策推進指針」のもと人権啓発活動を推進します。（毎年）
基本研修 (合同研修)	労働安全衛生に関する教育	年1回	職場における労働環境の整備や職員の健康を確保し、快適な職場環境を形成するためには、職員の共通認識が必要であると考えます。研修をととして労働衛生に関する理解を深め、明るい職場づくりに努めます。（毎年）
基本研修 (職場研修)	緊急時対応教育	年2回 参集訓練：年1回	災害等を想定した自主訓練を関係各所の指導を仰ぎ、定期的実施いたします。 ・消防訓練（自衛消防隊を組織 毎年） ・非常参集訓練（災害時を想定し職場へ参集 毎年）
基本研修 (職場研修)	救急救命教育	年1回	管理運営に従事する専任スタッフ全員に、藤沢市消防本部が開催する普通救命講習や、日本赤十字社の指導員資格を持つ本財団のスタッフによる講習会を開催し、救命技能の認定取得を行い、安心して施設利用ができる体制づくりを行います。（毎年）
専門研修	スキルアップ支援	随時実施	スタッフ自らが自主的に参加する外部研修等について積極的に支援してまいります。スタッフの外部研修（OFF-JT）を支援することは、個々の専門知識を高め、意欲を向上させる意味で重要であり、その蓄えがお客様への魅力あるサービスの提供に反映するものと考えます。（毎年） ・指導者スキルアップ講習会 ・安全衛生講習会 ・ホームページ、チラシ講習会 ・全国青少年施設施設長会議 など

(2) 収支予算書

■ 藤沢市青少年会館 収支予算書（3か年）

【収 入】

(単位：円、税込)

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	合 計
指定管理料収入	101,347,000	102,557,000	103,796,000	307,700,000
事業参加者負担金収入	801,000	761,000	801,000	2,363,000
物品販売事業収入	170,000	170,000	170,000	510,000
収 入 合 計	102,318,000	103,488,000	104,767,000	310,573,000

【支 出】

科 目	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	合 計
給料手当支出	47,483,000	48,246,000	48,687,000	144,416,000
臨時雇賃金支出	4,662,000	4,742,000	4,823,000	14,227,000
福利厚生費支出	8,689,000	8,824,000	8,908,000	26,421,000
人 件 費 計	60,834,000	61,812,000	62,418,000	185,064,000
会議費支出	17,000	17,000	17,000	51,000
旅費交通費支出	147,000	147,000	147,000	441,000
通信運搬費支出	723,000	720,000	723,000	2,166,000
消耗品費支出	1,827,000	1,782,000	1,827,000	5,436,000
修繕費支出	1,184,000	1,184,000	1,184,000	3,552,000
印刷製本費支出	738,000	738,000	738,000	2,214,000
食糧費支出	28,000	28,000	28,000	84,000
光熱水料費支出	5,056,000	5,056,000	5,056,000	15,168,000
賃借料支出	1,679,000	1,811,000	1,820,000	5,310,000
保険料支出	239,000	206,000	239,000	684,000
諸謝金支出	1,644,000	1,424,000	1,644,000	4,712,000
租税公課支出	5,351,000	5,434,000	5,493,000	16,278,000
負担金支出	65,000	65,000	65,000	195,000
委託費支出	10,534,000	10,686,000	10,865,000	32,085,000
広告宣伝費支出	5,000	5,000	5,000	15,000
手数料支出	3,000	2,000	3,000	8,000
退職給付引当資産取支出	810,000	810,000	810,000	2,430,000
物 件 費 計	30,050,000	30,115,000	30,664,000	90,829,000
施 設 運 営 経 費	90,884,000	91,927,000	93,082,000	275,893,000
本部経費支出	11,434,000	11,561,000	11,685,000	34,680,000
支 出 合 計	102,318,000	103,488,000	104,767,000	310,573,000

■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和5年度) 収支予算書

【収入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	101,347,000	
事業参加者負担金収入	801,000	事業参加費
物品販売事業収入	170,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	102,318,000	

【支出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	47,483,000	常勤職員・非常勤職員給料他諸手当
臨時雇賃金支出	4,662,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	8,689,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員法定福利費等
人 件 費 計	60,834,000	
会議費支出	17,000	
旅費交通費支出	147,000	交通費
通信運搬費支出	723,000	電話代・郵送代等
消耗品費支出	1,827,000	施設維持管理用・事業用消耗品
修繕費支出	1,184,000	施設修繕費
印刷製本費支出	738,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
食糧費支出	28,000	事業用食材・講師弁当代等
光熱水料費支出	5,056,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	1,679,000	コピー機・印刷機・PCリース等
保険料支出	239,000	施設賠償保険、傷害保険
諸謝金支出	1,644,000	事業協力者謝礼
租税公課支出	5,351,000	
負担金支出	65,000	NEAL団体登録料等
委託費支出	10,534,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
広告宣伝費支出	5,000	
手数料支出	3,000	振込手数料等
退職給付引当資産取得 支出	810,000	
物 件 費 計	30,050,000	
施 設 運 営 経 費	90,884,000	
本部経費支出	11,434,000	本部業務管理費
支 出 合 計	102,318,000	

■ 藤沢市青少年会館（内訳）収支予算書

【収 入】

（単位：円、税込）

科目	令和5年度	令和5年度〈内訳〉		
		① 藤沢青少年会館	② 辻堂青少年会館	③ 青少年育成事業
指定管理料収入	101,347,000	35,818,000	21,842,000	43,687,000
事業参加者負担金収入	801,000	400,000	0	401,000
物品販売事業収入	170,000	110,000	60,000	0
収 入 合 計	102,318,000	36,328,000	21,902,000	44,088,000

【支 出】

科目	令和5年度	令和5年度〈内訳〉		
		① 藤沢青少年会館	② 辻堂青少年会館	③ 青少年育成事業
給料手当支出	47,483,000	10,342,000	9,342,000	27,799,000
臨時雇賃金支出	4,662,000	2,956,000	1,706,000	0
福利厚生費支出	8,689,000	2,224,000	1,864,000	4,601,000
人 件 費 計	60,834,000	15,522,000	12,912,000	32,400,000
会議費支出	17,000	5,000	0	12,000
旅費交通費支出	147,000	50,000	42,000	55,000
通信運搬費支出	723,000	302,000	241,000	180,000
消耗品費支出	1,827,000	1,200,000	451,000	176,000
修繕費支出	1,184,000	784,000	400,000	0
印刷製本費支出	738,000	88,000	33,000	617,000
食糧費支出	28,000	23,000	0	5,000
光熱水料費支出	5,056,000	4,504,000	552,000	0
賃借料支出	1,679,000	1,001,000	318,000	360,000
保険料支出	239,000	63,000	4,000	172,000
諸謝金支出	1,644,000	254,000	0	1,390,000
租税公課支出	5,351,000	1,427,000	1,125,000	2,799,000
負担金支出	65,000	5,000	0	60,000
委託費支出	10,534,000	6,849,000	3,350,000	335,000
広告宣伝費支出	5,000	5,000	0	0
手数料支出	3,000	0	0	3,000
退職給付引当資産取得支出	810,000	281,000	164,000	365,000
物 件 費 計	30,050,000	16,841,000	6,680,000	6,529,000
施設運営経費	90,884,000	32,363,000	19,592,000	38,929,000
本部経費支出	11,434,000	3,965,000	2,310,000	5,159,000
支 出 合 計	102,318,000	36,328,000	21,902,000	44,088,000

■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和6年度) 収支予算書

【収 入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	102,557,000	
事業参加者負担金収入	761,000	事業参加費
物品販売事業収入	170,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	103,488,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	48,246,000	常勤職員・非常勤職員給料他諸手当
臨時雇賃金支出	4,742,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	8,824,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員法定福利費等
人 件 費 計	61,812,000	
会議費支出	17,000	
旅費交通費支出	147,000	交通費
通信運搬費支出	720,000	電話代・郵送代等
消耗品費支出	1,782,000	施設維持管理用・事業用消耗品
修繕費支出	1,184,000	施設修繕費
印刷製本費支出	738,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
食糧費支出	28,000	事業用食材・講師弁当代等
光熱水料費支出	5,056,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	1,811,000	コピー機・印刷機・PCリース等
保険料支出	206,000	施設賠償保険、傷害保険
諸謝金支出	1,424,000	事業協力者謝礼
租税公課支出	5,434,000	
負担金支出	65,000	NEAL団体登録料等
委託費支出	10,686,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
広告宣伝費支出	5,000	
手数料支出	2,000	振込手数料等
退職給付引当資産取得 支出	810,000	
物 件 費 計	30,115,000	
施 設 運 営 経 費	91,927,000	
本部経費支出	11,561,000	本部業務管理費
支 出 合 計	103,488,000	

■ 藤沢市青少年会館（内訳）収支予算書

【収 入】

（単位：円、税込）

科目	令和6年度	令和6年度（内訳）		
		① 藤沢青少年会館	② 辻堂青少年会館	③ 青少年育成事業
指定管理料収入	102,557,000	36,315,000	22,045,000	44,197,000
事業参加者負担金収入	761,000	400,000	0	361,000
物品販売事業収入	170,000	110,000	60,000	0
収 入 合 計	103,488,000	36,825,000	22,105,000	44,558,000

【支 出】

科目	令和6年度	令和6年度（内訳）		
		① 藤沢青少年会館	② 辻堂青少年会館	③ 青少年育成事業
給料手当支出	48,246,000	10,503,000	9,366,000	28,377,000
臨時雇賃金支出	4,742,000	3,007,000	1,735,000	0
福利厚生費支出	8,824,000	2,257,000	1,873,000	4,694,000
人 件 費 計	61,812,000	15,767,000	12,974,000	33,071,000
会議費支出	17,000	5,000	0	12,000
旅費交通費支出	147,000	50,000	42,000	55,000
通信運搬費支出	720,000	302,000	241,000	177,000
消耗品費支出	1,782,000	1,200,000	451,000	131,000
修繕費支出	1,184,000	784,000	400,000	0
印刷製本費支出	738,000	88,000	33,000	617,000
食糧費支出	28,000	23,000	0	5,000
光熱水料費支出	5,056,000	4,504,000	552,000	0
賃借料支出	1,811,000	1,110,000	350,000	351,000
保険料支出	206,000	63,000	4,000	139,000
諸謝金支出	1,424,000	254,000	0	1,170,000
租税公課支出	5,434,000	1,450,000	1,132,000	2,852,000
負担金支出	65,000	5,000	0	60,000
委託費支出	10,686,000	6,925,000	3,426,000	335,000
広告宣伝費支出	5,000	5,000	0	0
手数料支出	2,000	0	0	2,000
退職給付引当資産取得支出	810,000	281,000	164,000	365,000
物 件 費 計	30,115,000	17,049,000	6,795,000	6,271,000
施 設 運 営 経 費	91,927,000	32,816,000	19,769,000	39,342,000
本部経費支出	11,561,000	4,009,000	2,336,000	5,216,000
支 出 合 計	103,488,000	36,825,000	22,105,000	44,558,000

■ 藤沢市青少年会館 収支予算書

(令和7年度) 収支予算書

【収 入】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
指定管理料収入	103,796,000	
事業参加者負担金収入	801,000	事業参加費
物品販売事業収入	170,000	自動販売機販売手数料
収 入 合 計	104,767,000	

【支 出】

(単位：円、税込)

科 目	予 算 額	内 訳
給料手当支出	48,687,000	常勤職員・非常勤職員給料他諸手当
臨時雇賃金支出	4,823,000	臨時職員賃金
福利厚生費支出	8,908,000	常勤職員・非常勤職員・臨時職員法定福利費等
人 件 費 計	62,418,000	
会議費支出	17,000	
旅費交通費支出	147,000	交通費
通信運搬費支出	723,000	電話代・郵送代等
消耗品費支出	1,827,000	施設維持管理用・事業用消耗品
修繕費支出	1,184,000	施設修繕費
印刷製本費支出	738,000	事業用チラシ・施設利用申請書等
食糧費支出	28,000	事業用食材・講師弁当代等
光熱水料費支出	5,056,000	電気料、上下水道料、ガス代
賃借料支出	1,820,000	コピー機・印刷機・PCリース等
保険料支出	239,000	施設賠償保険、傷害保険
諸謝金支出	1,644,000	事業協力者謝礼
租税公課支出	5,493,000	
負担金支出	65,000	NEAL団体登録料等
委託費支出	10,865,000	施設保守管理、夜間管理、機械警備等
広告宣伝費支出	5,000	
手数料支出	3,000	振込手数料等
退職給付引当資産取得 支出	810,000	
物 件 費 計	30,664,000	
施 設 運 営 経 費	93,082,000	
本部経費支出	11,685,000	本部業務管理費
支 出 合 計	104,767,000	

■ 藤沢市青少年会館（内訳）収支予算書

【収 入】

（単位：円、税込）

科目	令和7年度	令和7年度（内訳）		
		① 藤沢青少年会館	② 辻堂青少年会館	③ 青少年育成事業
指定管理料収入	103,796,000	36,588,000	22,227,000	44,981,000
事業参加者負担金収入	801,000	400,000	0	401,000
物品販売事業収入	170,000	110,000	60,000	0
収 入 合 計	104,767,000	37,098,000	22,287,000	45,382,000

【支 出】

科目	令和7年度	令和7年度（内訳）		
		① 藤沢青少年会館	② 辻堂青少年会館	③ 青少年育成事業
給料手当支出	48,687,000	10,562,000	9,388,000	28,737,000
臨時雇賃金支出	4,823,000	3,058,000	1,765,000	0
福利厚生費支出	8,908,000	2,275,000	1,881,000	4,752,000
人 件 費 計	62,418,000	15,895,000	13,034,000	33,489,000
会議費支出	17,000	5,000	0	12,000
旅費交通費支出	147,000	50,000	42,000	55,000
通信運搬費支出	723,000	302,000	241,000	180,000
消耗品費支出	1,827,000	1,200,000	451,000	176,000
修繕費支出	1,184,000	784,000	400,000	0
印刷製本費支出	738,000	88,000	33,000	617,000
食糧費支出	28,000	23,000	0	5,000
光熱水料費支出	5,056,000	4,504,000	552,000	0
賃借料支出	1,820,000	1,110,000	350,000	360,000
保険料支出	239,000	63,000	4,000	172,000
諸謝金支出	1,644,000	254,000	0	1,390,000
租税公課支出	5,493,000	1,463,000	1,139,000	2,891,000
負担金支出	65,000	5,000	0	60,000
委託費支出	10,865,000	7,014,000	3,516,000	335,000
広告宣伝費支出	5,000	5,000	0	0
手数料支出	3,000	0	0	3,000
退職給付引当資産取得支出	810,000	281,000	164,000	365,000
物 件 費 計	30,664,000	17,151,000	6,892,000	6,621,000
施 設 運 営 経 費	93,082,000	33,046,000	19,926,000	40,110,000
本部経費支出	11,685,000	4,052,000	2,361,000	5,272,000
支 出 合 計	104,767,000	37,098,000	22,287,000	45,382,000

① 再委託の業務

施設の保守管理や機械警備等の専門的な業務等については、専門の業者等に再委託します。なお、施設夜間管理業務については、高齢者の就業機会の提供と確保のため、市の通達に基づき市内の出資法人と契約する他、地域との協働・連携事業等については、実行委員会へ再委託します。

ア 再委託業務一覧（令和5年度～令和7年度）

※表内の水色のマーカーは市内業者を予定している契約です。

藤沢青少年会館

再委託業務	受託企業/団体	本支店種別	契約方法	住所	予算案（単位：千円）		
					令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設保守管理業務	※入札により業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	4,578	4,578	4,578
機械警備業務委託	※入札により業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	62	62	62
施設夜間管理業務委託	（公財）藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター	市内本店	随意契約 藤沢市通達により市内出資法人と契約	藤沢市円行2-3-17	1,524	1,600	1,689
秋の祭典事業委託	秋の祭典実行委員会	市内団体	随意契約 青少年会館関係団体で組織された団体と契約	藤沢市朝日町10-8	200	200	200
大型ごみ回収業務委託	市内業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	160	160	160
ICP-機保守点検業務委託	※入札により業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	300	300	300
ピアノ調律業務委託	市内業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	24	24	24

辻堂青少年会館

再委託業務	受託企業/団体	本支店種別	契約方法	住所	予算案（単位：千円）		
					令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設保守管理業務委託	※入札により業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	1,185	1,185	1,185
機械警備業務委託	※入札により業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	62	62	62
ICP-機保守点検業務委託	※入札により業者決定	—	入札 参加者の指名の際に市内企業の育成を考慮	未定	66	66	66
辻堂青少年会館事業委託	辻堂青少年会館運営委員会	市内団体	随意契約 地域、青少年関係者で組織された団体と契約	藤沢市辻堂2-8-31	500	500	500
施設夜間管理業務委託	（公財）藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター	市内本店	随意契約 藤沢市通達により市内出資法人と契約	藤沢市円行2-3-17	1,524	1,600	1,689
ピアノ調律業務委託	市内業者	市内本店	随意契約 市内業者優先	未定	12	12	12

(3) 効率的な運営

本財団では、職員一人ひとりがコスト縮減への意識を持ち、無駄のない管理を心がけます。具体的な方策としては、電力会社等の見直しによる光熱水料費の縮減や、人件費の抑制など様々なコスト縮減を実施します。また、指定管理料収入以外の収入を確保することで、藤沢市の財政負担の軽減を図ります。

① コスト縮減の徹底

施設利用者への快適な施設提供に努める一方、全職員が高いコスト意識を持ち、経費の縮減を図ります。電力会社、ガス会社の見直しによる光熱水料費の縮減を図るほか、施設内の照明類については故障したのからLED照明機器への変更を進めると共に、自動消灯システム（人感センサー）を導入し、照明の消し忘れを防ぐことで節電に取り組めます。

また、日常点検により修繕箇所を早期に発見し、早期対応することで修繕費を抑制すると共に、小規模の修繕など職員で対応できるものについては、業者に発注せず、自ら対応することで経費の縮減に努めます。施設敷地内にある樹木剪定や植栽管理などは、外部に委託することなく職員やボランティアの手で行なうことにより、管理運営コストを縮減します。

② 人件費の縮減

ア 効率的な人員配置

正規職員は必要最小限とし、知識と経験豊富な人材を非常勤職員や臨時職員など多様な雇用形態で採用することで人件費を縮減します。また、大型イベント等の実施時には本財団のスケールメリットを生かし、他課からの応援体制を敷くことで効率的な人員配置を行います。

イ 人的能力向上によるコスト効率化

職員の資質の向上を図り、様々なスキルを身につけることで、事務だけでなく事業等の指導ができるよう育成します。

ウ 柔軟な勤務体制

夕方以降に事業やボランティアとの会議等が開催される場合には、始業時間を変更する時差出勤を取り入れ、柔軟な勤務体制により、人件費の縮減に努めます。

エ ボランティアとの協働

本財団が実施する事業では、青少年ボランティアステーション登録者を各種事業で受け入れることで、ボランティアの機会を提供するだけでなく、人件費の縮減に努めます。

③ ライフサイクルコストの縮減

設備や備品について、設置から使用期間を経て廃棄までの段階でかかる経費をトータルで考え、定期的なメンテナンスや初期段階での修繕を行い、設備・備品に関わる総経費を縮減します。

④ 指定管理料以外の収入源の確保

ア 物品販売手数料収入

飲料等の自動販売機の設置により、利用者サービスの向上を図ると共に、売上に応じた販売手数料を徴収し、施設の管理運営費に充当します。

イ 広告料収入

年4回発行している本財団広報誌 Fujisawa MIRAI.netに企業広告を掲載し、広告料収入を集め、施設の管理運営費に充当します。



広報誌 Fujisawa MIRAI.net に企業広告を掲載



物品販売機販売手数料収入見込み額

年度	収入見込み額
令和5年度	170,000円
令和6年度	170,000円
令和7年度	170,000円
3年間合計	510,000円

4 市の施策への理解

(1) 情報の管理体制

公の施設の管理者として、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」並びに「藤沢市情報公開条例」を遵守すると共に、本財団の個人情報の保護に関する規程等に基づき、利用者及び市民から収集した個人情報を適切、かつ安全に管理します。

また、本財団では各事業課に1人、一般社団法人日本プライバシー認証機構が認定する「個人情報取扱従事者資格」の有資格者を配置しており、今後も公正かつ適正な運営管理に努めます。

本財団における情報の管理関連規定

- 個人情報の保護に関する規程
- 情報公開規程
- 藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程
- 藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市情報公開条例施行規程
- 特定個人情報取扱規程
- 文書取扱規程

① 情報公開

- 法令を遵守し、保有する情報は公開を原則とし、非公開とする情報は適正かつ必要最低限にとどめて提供します。
- 公開請求の諾否決定については、藤沢市情報公開条例等法令や本財団規程を遵守し、かつ適正に対応します。

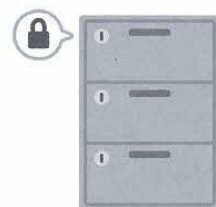
② 個人情報保護

- 収集にあたっては、その利用目的を明らかにし、必要最小限の内容を直接本人または保護者から収集します。
- 同意を得た目的以外に利用や提供をしません。
- 紛失、改ざん、漏えいを防止し、正確かつ最新の情報を管理し、職務上知り得た情報は、一切外部に漏らさず、職を辞した職員に対しても守秘義務を課します。

- 事業開催時における名簿、カメラは取り扱い担当者を指定し、行動中は常に所持し、紛失を防ぐ取扱基準を定めています。また、事務所での保管は、名簿類は指定のキャビネットにおいて集中管理し、カメラ、USB等は一括保管場所を設置、使用経緯が明らかになるよう管理表の記録を行います。業務終業後は、施錠管理しています。
- 必要がなくなった個人情報、速やかに廃棄、消去いたします。
- 「個人情報保護の基本方針」を策定し、財団の公式ホームページに掲載しています。

③ 情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティに対する整備の促進を図り、事業課長をシステム管理者に定め、適切な管理を徹底します。
- 全職員を対象に、年1回の定期的な研修を行い個人情報保護の重要性の周知、適正な取り扱いの徹底に努めます。
- PCアクセスはログインパスワードを用い、個人情報を含むデータについてもパスワードを設定し、パスワードは定期的に変更します。
- USB等の外部メディアに関しては登録がないものは接続ができないよう設定し使用制限をかけると共に、保管場所についても施錠管理を確実にを行います。
- PCはマイクロソフト社のアクティブディレクトリにより集中管理し、常に監視ができるようにしています。セキュリティーソフトについても一括管理され、外部からのウイルスに対応するほか、パソコン操作のログも記録しています。
- ファイリングシステムによる定期的な書類の廃棄を行うと共に、情報漏えいを防止するため、分別によるシュレッダー処理を、適正に実施します。
- 教室やイベントで収集する参加者情報については事業運営システムにより一括管理され、銀行等でも使用しているアマゾンウェブサービスのクラウドサーバーで保管します。



④ 情報漏えい時の対応方法

- 万一、情報漏えいが発生したと考えられる場合については、速やかに藤沢市へ報告を行うとともに、指示に従い、迅速な対応に努めます。
- 被害を最小限に抑え、再発を防止する措置をとるとともに、対象者に対し誠意ある対応をします。
- 再発防止策を策定し、藤沢市へ報告のうえ全職員に徹底します。
- 情報漏えいが発生した場合、責任をもって対応できるよう以下の保険に加入します。

保険種目	保険金額	補償内容
個人情報漏えい保険	1億円(上限額) / 1事故あたり	個人情報が漏えいした際に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害と事故対応のために支出した費用

(2) SDGs の理解

本財団は、国連が定めた「持続可能な開発目標」及びこれに基づいて藤沢市が策定した「藤沢市SDGs 共創指針」の内容を理解し、SDGs の視点を踏まえた施設管理及び事業の実施を行います。これまでも藤沢市の施策の理解に努め、イベント等でSDGs の推進活動を連携して行ってきましたが、さらに市が策定した「ふじさわSDGs 共創パートナー」に登録申請し、市と共にSDGs の推進を図ります。

① 環境への配慮と取組

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、環境負荷の低減や環境に配慮した取り組みを実施します。

また、日々の業務の中での実践はもちろんのこと、指定管理期間における計画的な物品の更新など、継続性・実効性を優先した目標を設定し、藤沢市の公共施設としての役割に貢献できるよう努めます。

- 環境に配慮した取り組みを進めるため、職員に啓発活動を行い意識を高めます。
- 施設電球を段階的にLEDに更新し、更なる消費電力の削減に取り組みます。
- クールビズ・ウォームビズを取り入れ、エアコンの設定温度をこまめに調整し、電力の削減に努めます。
- 照明の間引きやこまめな消灯など電力の削減に努めます。
- ゴミの分別、両面コピー、裏紙の再使用など資源の活用に努めます。
- 資料の共有化、電子メールを活用し、ペーパーレス化に努めます。
- 地域の清掃活動に参加、施設周辺の清掃活動を行います。
- 各種環境ラベリング製品を率先して購入します。
- 施設利用者へ節電、節水等の呼びかけを行います。
- 事業等を通して青少年へのエコ活動の推進を行います。

ふじさわSDGs 共創パートナー宣言書 (様式2)									
<p>わたしたちは、SDGs の達成に向けて取り組み、藤沢らしさを未来に引き継ぐことに貢献します。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>企業・団体名</td> <td>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>石井 恒 男</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒 251 - 0054 藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館 5 階</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>https://www.f-mirai.jp</td> </tr> </table>	企業・団体名	公益財団法人藤沢市みらい創造財団	代表者	石井 恒 男	所在地	〒 251 - 0054 藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館 5 階	ホームページ	https://www.f-mirai.jp	<p>宣言日</p>  <p>藤沢市みらい創造財団</p>
企業・団体名	公益財団法人藤沢市みらい創造財団								
代表者	石井 恒 男								
所在地	〒 251 - 0054 藤沢市朝日町10-8 藤沢青少年会館 5 階								
ホームページ	https://www.f-mirai.jp								



② 障がい者への配慮

藤沢市が出資する公益財団として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の責務を果たすにあたり、法令及び「藤沢市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、合理的配慮の提供など、今後も適切な対応に努めます。

ア 施設職員としての心構え

- 相手のニーズに真摯に向き合う接遇を目指し、「F U J I S A W A に こ や か ク レ ド」の行動指針を理解し、推進します。
- 困っている様子の方を見かけたら、声掛けを行い、問題解決に取り組みます。
- 「丁寧」に「繰り返し」相手の意思を確認し、信頼される対応を心がけ、コミュニケーションを大切にします。
- プライバシーの保護に十分配慮した親切な対応に努めます。
- 必要とされる支援に合わせた、臨機応変で柔軟な対応に努めます。
- 障がいに対する正しい理解が地域社会に浸透するよう、職員一人ひとりが啓発の役割を担っていることを認識し、行動します。



③ 社会的障壁への配慮

- 開催する事業に障がいのある方からの参加の希望があった時、状況把握と参加方法を調整し、誰でも参加できるまち、インクルーシブ藤沢を目指します。
- 肢体不自由の方には、職員が手動式扉の開閉や、雨等の影響によるスリップなどの危険を取り除き、安全に施設を利用できるよう取り組みます。
- 障がい者理解についての研修に積極的に参加します。
- 耳が不自由な方には、筆談等を行い、その方にとって最適なコミュニケーション方法を取り入れて対応します。（窓口に「耳マーク」を掲示）
- 目が不自由な方には、積極的な声掛けを行い、必要に応じて誘導も行います。また、点字ブロックなどユニバーサルデザインを取り入れた施設づくりを推進します。

- 知的、発達、精神障がいの方には、その方々のペースに合わせ、分かりやすい言葉で説明、対応します。また、必要に応じて身振り手振りのジェスチャーなどを用いることでコミュニケーションを図ります。
- 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）について、公共施設として受け入れ責務を果たせるよう取り組みます。
- 事業の受付時において、電話での申込みが困難な方にはFAXによる受付を行います。また事業運営システムの活用を促進していきます。
- 障がいのある方も安心して施設を利用できるように多目的トイレを設置します。



多目的トイレの設置



ヘルプマークの掲示

④ 貧困対策・地域共生の推進

□ 居場所の確保・学習支援の実施

自宅で勉強をする事が難しいなど家庭の事情に対応するため、青少年が落ち着いた環境で活動ができるよう居場所を確保すると共に、自習室開放や宿題サポート事業等による学習支援を行います。

□ 就学援助世帯応援プログラム

一人でも多くの子どもたちに体験活動の機会提供を図るため、藤沢市教育委員会の就学援助制度、及び国が行っている高等学校等就学支援金制度を基準に事業参加費の負担軽減を実施します。

⑤ 人権施策への理解

「藤沢市人権施策推進指針【改訂版】」に基づき、全ての人が生まれながらに持っている権利＝「人権」が尊重されるまちづくりと、藤沢市がまちづくりの1つのコンセプトに掲げているインクルーシブ藤沢の「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」の趣旨を理解・推進するために人権施策研修を行い、人権意識のさらなる高揚に努めます。

今後も、市民一人ひとりが尊重され、共に生きるまちづくりに向けた施設運営に努めます。

イ 人権を守るための具体的な取組

- 職員一人ひとりが、「人権」を正しく理解し、責任を持った行動が取れるよう人権施策推進に関する研修を実施し、人権意識のさらなる高揚を図ります。
- 「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、公共施設としての責務を果たし、保護者や当事者から気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- 外国語（英語等）を用いて利用における注意事項の案内表示を行います。
- セクシュアル・マイノリティの人権を尊重し、多目的トイレの利用を案内するなど、その方にとって最善の施設利用・事業参加の方法を提案します。また、職員間で情報を共有し、統一した丁寧な対応に努めます。
- 仕事と家庭の調和を保つことは、充実したライフステージを送るために必要不可欠です。ワークライフバランス推進のため、過重な時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進について、各施設で目標を定めて取り組みます。
- 「コンプライアンス行動指針」に基づき、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、職場におけるハラスメントを職員一人ひとりが認識し、その予防と解決に取り組みます。



- 疾病・疾患に対し正しい知識を持ち、施設利用時には細心の注意を払いながら、その方の人権を尊重して対応します。
- 施設内にホームレスと思われる方がいた場合、差別や偏見のない態度で接し、藤沢市に報告すると共に、自立支援に向けた取り組みに協力します。
- ユースワークふじさわとの協働、及び藤沢市社会福祉協議会との連携により、ニートやひきこもりなど社会活動等に困難を有する若者に、ボランティア活動から就労に向かう機会を提供し、若者の自立支援に取り組めます。
- 施設のバリアフリー化を図ります。障がいの有無に関わらず、誰もが安全かつ安心して利用できる優しい施設づくりを推進します。
- 乳幼児をお連れになる方が快適に施設を利用していただけるよう、施設内に授乳室を設置するなど、より優しい施設づくりを推進します。



子どもたちの見守り・あそび相手・清掃



授乳室の設置

(3) その他の市の施策の理解

本財団では、藤沢市の経済の活性化及び地元事業者の育成の観点から「公益財団法人藤沢市みらい創造財団契約に関する規程」において、指名競争入札参加者の指名等については、藤沢市内に本支店を展開する地元業者の育成に配慮することを規定し、修繕や物品の購入等についても、市内業者への優先発注に努めております。今後も、こうした取り組みをさらに推進することにより、市内の経済活性化に寄与していきます。

① 地域経済の活性化

ア 市内業者との業務委託等の契約実績

藤沢青少年会館

業務名	契約業者	本支店種別	住所
機械警備業務委託	総合警備保障(株)	市内支店	藤沢市藤沢388
施設夜間管理業務委託	(公財) 藤沢市まちづくり協会	市内本店	藤沢市円行2-3-17
大型ごみ回収業務委託	(株) 東幸	市内支店	藤沢市鵜沼橋1-1-4
ピアノ調律業務委託	(有) 白川ピアノ	市内本店	藤沢市本鵜沼2-9-11
印刷業務委託	(有) カワムラ印刷	市内本店	藤沢市鵜沼神明4-12-23
印刷業務委託	(有) さんこうどう	市内本店	藤沢市本町1-3-33
印刷機賃貸借	(株) 有隣堂 藤沢店	市内支店	藤沢市南藤沢2-1-1
保険	(株) 保険代理店ロイド	市内本店	藤沢市鵜沼藤が谷2-5-10

辻堂青少年会館

業務名	契約業者	本支店種別	住所
施設保守管理業務委託	(株) 東幸	市内支店	藤沢市鵜沼橋1-1-4
機械警備業務委託	総合警備保障(株)	市内支店	藤沢市藤沢388
施設夜間管理業務委託	(公財) 藤沢市まちづくり協会	市内本店	藤沢市円行2-3-17
ピアノ調律業務委託	(有) 白川ピアノ	市内本店	藤沢市本鵜沼2-9-11

イ 発注実績のある市内業者・市内営業所・市内支店一覧

○修繕発注業者

- ・藤和サッシ株式会社
- ・株式会社落合電業社
- ・株式会社湘南宮繕協会
- ・株式会社平綿住建
- ・おごせほ〜む
- ・市川屋株式会社
- ・株式会社フクシマキカク
- ・株式会社大勝
- ・有限会社工匠
- ・株式会社加藤工務店
- ・山羽メンテナンス有限会社
- ・三鷹建設株式会社
- ・株式会社河本総合防災
- ・株式会社大春工務店 ほか

○消耗品等発注実績業者

- ・合資会社関水スポーツ
- ・日欧事務機株式会社
- ・有限会社ユザワ文具
- ・株式会社大島薬局
- ・ロイヤルホームセンター藤沢
- ・株式会社有隣堂
- ・すばる工房
- ・有限会社釜七金物店
- ・株式会社オリエント
- ・有限会社池田商会
- ・株式会社福田屋
- ・株式会社富士中商会
- ・株式会社藤沢ロックセンター
- ・株式会社大塚商会 ほか

② 暴力団排除への対応

公共施設の管理運営業務を実施するにあたり、藤沢市が定める「藤沢市暴力団排除条例」を遵守し、不当行為等の対策に関する要綱や対応マニュアルに則り、今後も安全・安心な施設の管理運営に努めます。

本財団における暴力団排除への関連規定

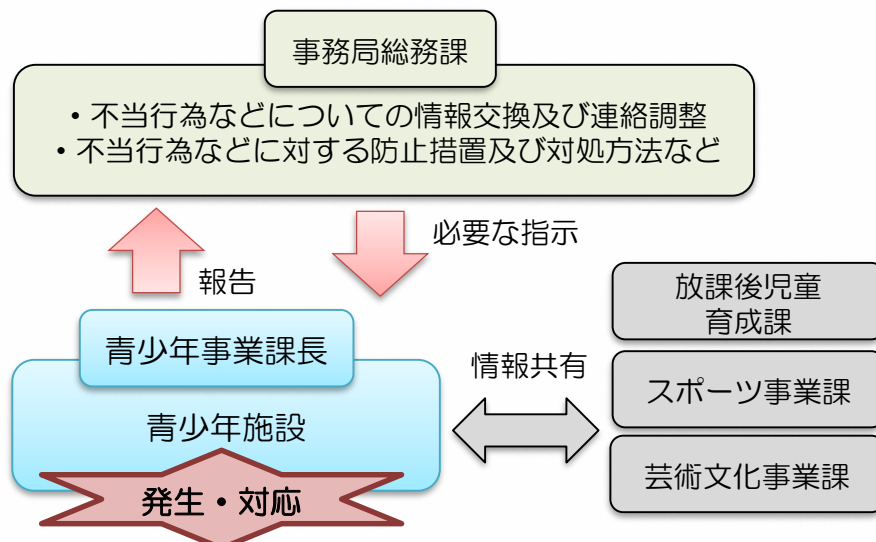
- 暴力団排除に関する規程
- 不当行為等の対策に関する要綱
- 不当行為等対応マニュアル

ア 暴力団排除の推進

警察や藤沢市並びに暴力追放運動推進センターと連携して、「暴力団を恐れず・協力せず・利用せず」暴力団排除の推進に積極的に取り組みます。

イ 暴力団員等による不当行為等の防止

- 組織体制、防止措置、対処方法等についての必要な事項を定めた「不当行為等対応マニュアル」に基づき、適正な対応に努めます。
- 神奈川県公安委員会の「不当要求責任者講習会」や藤沢市の「不当要求行為等対策講演会」等に参加し、対応策などを各職場にフィードバックし、組織で厳格に対応します。
- 「不当要求防止責任者選任事業所」の標章を掲出して、職員一丸となり暴力団員等による不当な要求の防止に努めます。



不当要求防止責任者選任事業所

5 特記事項

(1) 地域との協働・連携

藤沢市青少年会館を管理・運営する上で、その機能を十分に発揮するためには、地域との緊密な協働・連携体制の構築は不可欠であると考えます。また、これまでの指定管理期間においても、その体制確立に向けて取り組んできました。

地域に根ざした施設管理運営を行うことは地域にとっても、地域振興や地域活性化に繋がると考えます。これからも、これまで培ってきた信頼関係のもと、地域に根ざした運営を行い、協働・連携体制をさらに強化、拡大します。

① 運営委員会を組織

地域の自治会や学校、青少年団体・青少年育成団体、青少年関係団体の代表者によって運営委員会を組織し、施設管理運営及び事業に対する意見をいただくと共に、事業実施の際に協働・連携を図っています。



② 地域との協働・連携事業

お祭り等の事業では、地域住民で組織する運営委員会と協働で実施しています。企画の段階から関わっていただき、共に事業を創りあげていく過程で関係性を深め、長きにわたり信頼関係を構築しています。

また、実施にあたり地域へチラシを配付し、地域の中でも普段では関りが少ない方々に参加してもらうことで、地域の一体感や地域活性化に繋がります。



地域との連携・交流

③ 地域活動への協力

自治会や町内会のお祭りをはじめとした、子どもたちに関連するイベントに餅つきセットや集会用テント、綿菓子機、ポップコーン機といったイベント用品を無料で貸し出し、地域活性化に貢献しています。



④ 青少年育成協力会との連携

市内14地区でそれぞれ組織されている各地区青少年育成協力会の会長会である藤沢市青少年育成協議会の事務局を務めるほか、藤沢青少年会館の地域である藤沢東部地区青少年育成協力会の事務局を務めており、会と共に地域の子どもたちの健全育成を担っています。



(2) 青少年団体との協働・連携

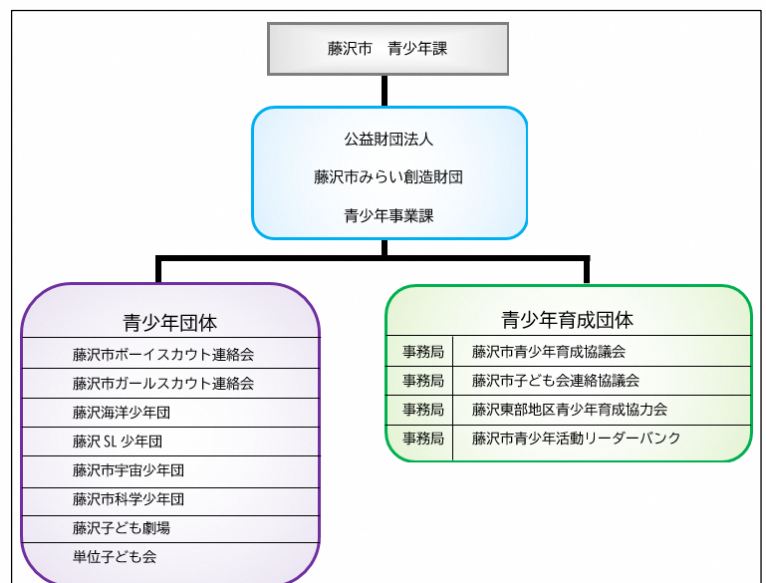
市内青少年健全育成を推進する中で、青少年団体・青少年育成団体との緊密な協働・連携体制、信頼関係の構築は不可欠であると考えています。

また、今後の青少年健全育成を考える上では青少年団体・育成団体以外にも、青少年の育成を支援して下さる関係団体・企業との連携を深めることも大切であると考えています。

本財団では、その前身である青少年協会の設立から今日までの長きにわたる指定管理期間において、青少年団体・青少年育成団体との信頼関係を築きあげていると共に、様々な関係団体・企業との繋がりを強めてきました。今後も、これまで培ってきた信頼関係や繋がりをさらに強化、拡大します。

① 本財団と青少年団体・育成団体との関係性

本財団青少年事業課では、青少年育成協議会をはじめ、藤沢市子ども会連絡協議会など青少年育成団体の事務局を担うと共に、青少年団体とは事業連携や支援を通じて、また各団体と藤沢市をつなぐパイプ役として、信頼関係を構築しています。



② 青少年関係団体等との協働・連携実績

ア 事業での連携

青少年団体・青少年育成団体及び関係団体と協働・連携して事業を実施しています。

団体の特性を生かした様々な連携事業を通じて、本財団は各団体との良好な関係を構築している他、多くの青少年に体験の場を提供できると共に、各団体にとっても活動をPRするよい機会となっています。

イ 青少年団体・青少年育成団体の交流事業

市内における青少年健全育成の枠組みを構築していく上で、それぞれの専門分野に特化した青少年団体と青少年の健全な育成を支援する青少年育成団体同士とが協働・連携することが必須と考えます。そのため、各々の活動における相乗効果を目的とした団体間の交流や情報交換の場である「団体交流事業」を開催し、団体の活性化を図っています。



ボーイスカウトの活動を視察



海洋少年団の活動を体験

ウ 社会奉仕団体との連携や企業社会貢献活動（CSR）の受け入れ

ロータリークラブやライオンズクラブといった社会奉仕団体と積極的に連携を図り、これまでに関係性を構築してきた結果、本財団の青少年健全育成にご賛同いただき、様々なご寄附をいただいています。

また、企業からは社会貢献活動（CSR）の一環として、市内の青少年団体や管理施設へ子どもたちに直接還元できる物品を寄贈していただいています。



(青少年施設12カ所へ)
足踏み式消毒液スタンド寄贈
感謝状贈呈
シロキ工業（株）藤沢工場 様



(辻堂青少年会館へ)
ガスレンジ寄贈
感謝状贈呈
藤沢南ロータリークラブ 様

(3) 青少年育成事業の推進

本財団は現指定管理期間にて、「第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」や「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」など、市の青少年健全育成の方針を十分に理解した上で、施設の特性を生かした事業を展開してきました。今後も地域や施設の特性を存分に生かした事業の提供に努めます。

① 効果的な事業展開

ア 居場所事業

青少年が安全かつ安心して集える場を提供し、利用する青少年にとって青少年会館が快適で楽しく、居心地の良い身近な場所となるように環境を整えています。

また、青少年会館では、元学校教員のコーディネーターを配置し、子どもたちの活動を見守るだけでなく、工作やゲーム、卓球などを一緒に行なうことで、子どもたち同士の交流を促しています。



イ 子育て支援事業

子どもの健やかな成長のため、また子育て中の保護者の支援として子育て支援事業を実施しています。



ウ 伝承文化事業・サークル共催事業

国際化が進むなか、古き良き日本文化を青少年に伝える伝承文化事業を実施しています。また、会館を利用している団体との協働による講座も開催しています。



エ 体験型事業

学区や学年を越えた仲間たちと共に自然体験を含む多種多様な事業の経験を通して、協調性や自主性などの社会性を育み、青少年の健全育成を図っています。



オ 社会参加型事業

青少年の自主性・主体性を育むことを目的として、参加者が主体的に活動する社会参加型事業を実施しています。



若者運営委員会
エントランスベンチ製作



高校生リーダースクール
市民マラソンボランティア



社会福祉協議会との連携事業
ノーマライゼーション社会の実現

カ 国際化推進事業

異文化を持つ人々との交流を通じて自国文化への理解を深めると共に、様々な外国の人々とも相互に理解を深めることで、青少年の多文化共生を推進し、地域から世界へ目を向ける国際的な視野を身につける事業を行っています。

また、慶應大学藤沢キャンパス総合政策学部とも連携し、多文化共生について考えるワークショップを開催するなど、新たな団体との関係構築にも努めています。



キ 困難を有する若者の自立支援事業

第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画に基づき、ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者を「藤沢青少年会館」「辻堂青少年会館」「少年の森」の3カ所で受け入れ、主に居場所事業に来館した子どもたちを、コーディネーターや職員と共にボランティアとして経験を重ね、自立への一歩を踏み出してもらっています。



ク 青少年ボランティア支援事業

本財団の青少年ボランティア登録制度である「ボランティアステーション」は、ボランティアを希望する青少年に登録していただき、財団が実施する事業を紹介、参加を通してボランティア活動の支援をしています。



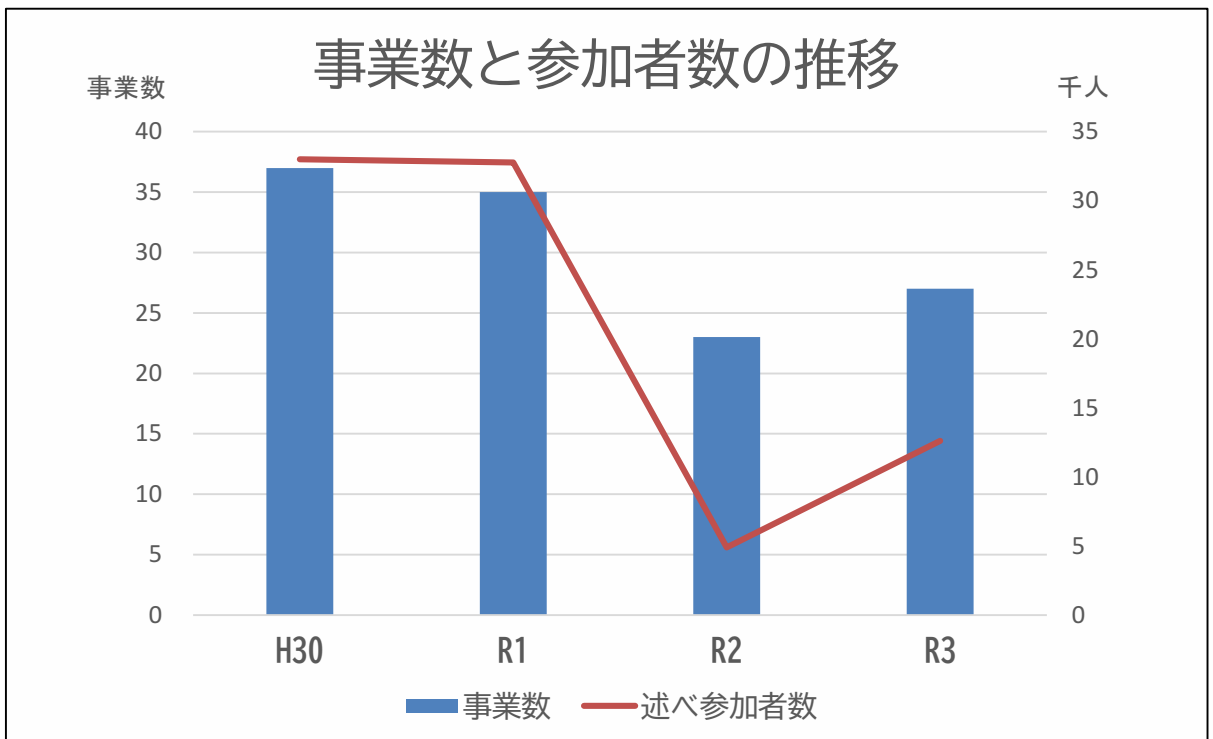
ケ ボランティア循環の構築

青少年健全育成を推進する上で、ボランティアの存在は欠かせないものとなっていますが、継続的なボランティアの人材確保が課題となります。

本財団では様々な事業の参加経験を通して、ボランティアとしての参加に興味に向かうよう事業スタッフが働きかけをし、ボランティアの安定確保に努めます。

② 令和3年度 藤沢市青少年会館事業実績

現指定管理期間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの事業が中止となりました。コロナ禍での事業の開催は、過去に経験のないものでしたが、状況に応じた感染対策を講じながら実施してきました。今後はコロナ前の水準に戻るよう実施していきます。



※年に複数回実施している事業は1事業としてカウント

※令和元年3月から新型コロナウイルス感染症対策の影響あり

令和3年度実績

藤沢青少年会館

事業名	実施日・回数	内容	参加者数
あそびスタジオ	基本第3土曜日 全9回(8月、2月を除く) ※荒天のため9月分を11月に延期	ゲーム、レクリエーション、工作等、季節感のある行事を中心に実施。	延べ 158人
こども体験クラブ	「野菜染め」 R3年5月1日(土) 「フィンガーペイント」 R3年6月5日(土) 「サバイバル体験」 R3年7月22日(木祝) 「マジシャン体験」 R3年9月4日(土) 「サバイバル体験」 R3年10月10日(日) 「忍者体験」 R4年1月9日(日)	体験、体感を通して子どもたちの知的好奇心を刺激し、情操を育み健全育成に貢献する。	延べ 86人
子育て支援事業 おやこあそびば	基本第2火曜日全11回(4月を除く)	子育て中の親子が気軽に遊べて、且つ子育てに関する情報交換の場と手遊びや読み聞かせ等の機会の場を提供する。	延べ 127人
子育て支援事業 親子にっこり講座	「英語講座」 R3年6月25日(金)、R3年6月26日(土) 「リトミック」 R3年7月16日(金)、R3年7月17日(土) 「布草履」 R3年9月23日(木)、R3年9月24日(金) 「親子体操」 R3年10月24日(日)、R3年10月25日(月) 「Xmasミニコンサート」 R3年12月6日(月) ①午前 ②午後	親子を対象に、楽しみながら学ぶ事ができる講座を行う。親子一緒に参加し、親子の絆やコミュニケーションの充実を図る。	延べ 139人
はじめての武道	6～7月の期間に各種目全1回 「合気道」 R3年7月4日(日) 「テコンドー」 R3年7月6日(火) 「沖縄空手」 R3年7月24日(土) ※「スポーツチャンバラ」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	武道系の藤沢青少年会館の利用サークルの紹介と初心者向けの講習会を兼ねて青少年の健全育成の促進を図る。	延べ 38人
学習室開放	R3年7月18日(日)～8月31日(火) R3年12月22日(水)～R4年1月31日(月)	自習室として部屋の開放を実施。	延べ 192人
中高生対象事業 オリジナルシルバーリングを作ってみませんか?	R3年12月18日(土)	中高生が興味を持ちそうな題材をリーズナブルな価格で受けてもらう。	14人
職人シリーズ事業 大工さんの学校	R3年7月31日(土)	職人から大工道具の扱い方を学び、廃材を用いて工作を実施。	15人

藤沢青少年会館

事業名	実施日・回数	内容	参加者数
サークル共催事業 (手話／華道)	「手話」 R3年8月17日(火) ～8月18日(水) ※「華道体験」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	藤沢青少年会館の利用サークルによる体験事業の実施。	7人
学習支援	「くらしか／理科教室」 R3年8月27日(金) 「ふじらぼ／勉強を遊ぶ」 R3年8月28日(土)～8月31日(火)	経済的理由から学習に困難を抱える市内の児童・生徒を対象に、学習のサポート。 講師は学習ボランティア団体と連携。	延べ 13人
わくわくダンス!りくちゃん と踊ろう!LET'S DANCE	R3年10月1日・8日・15日・22日 11月12日・19日・26日 12月3日・10日	ダンスを通じて他者とのコミュニケーション、自己表現を学ぶ。	延べ 288人
秋の祭典	中止	代替事業として、各団体による活動紹介の展示を実施。	中止
チームボランティア	R3年11月20日(土)	小学生を対象に、藤沢青少年会館の周りを清掃、花壇の花の植え替えやグリーティングカード作り等。	6人
地域交流事業	中止	藤沢青少年会館近隣の大人や子どもが交流する機会を提供。	中止
居場所事業	通年	フリースペースを青少年に開放。	延べ 2,599人

辻堂青少年会館

事業名	実施日・回数	内容	参加者数
クラブ事業	毎週日曜日 9クラブ全132回	将棋・卓球(低・高)・手芸・映像制作・パソコン・発明・けん玉・冒険チャレンジ9クラブを通年で実施。	延べ 2,234人
子育て支援事業	・毎週水・木 ・第1木曜日 ・第2水曜日 ・第4土曜日	子育てママのパソコン講座・ワーキングママのパソコン講座・リトルバンビ・つじりんと遊ぼう★びーかぶー・作って!SAKUSAKUを開催。	延べ 791人
世代間交流事業	中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2事業中止	なぎさ荘・やすらぎ荘で小中学生を対象に卓球交流や陶芸教室を通して高齢者との世代を超えた交流を計画。	中止
16mmアニメ 上映会	R3年4月29日(木祝) R3年9月4日(土) R3年11月6日(土) R4年3月5日(土) ※5月のまんがまつりは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	映画ボランティアと子どもスタッフが協力し映画会を開催。	延べ 44人

辻堂青少年会館

事業名	実施日・回数	内容	参加者数
ヤングスクエア	R3年4月17日(土) R3年5月15日(土) R3年6月19日(土) R3年7月17日(土) R3年8月21日(土) R3年9月18日(土) R3年10月16日(土) R3年11月20日(土) R3年12月18日(土) R4年1月15日(土) R4年2月19日(土) R4年3月19日(土)	缶バッジ作り 万華鏡作り 父の日のプレゼント作り スノードーム作り 成年年齢引き下げを考える 秋に奏でるすずむしの演奏会 ハワイアンキルトでクリスマスツリー Nゲージ運転会 つじりんの小さなクリスマス会 坐禅 サンキャッチャー デコストラップ	延べ 176人
異世代交流・ 多文化共生支援事業	R3年5月8日(土) R3年10月24日(日) R3年12月24日(金) ※観望会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	母の日のプレゼント作り 芋掘り クリスマスのつどい	延べ 59人
伝承文化事業	R3年7月10日(土) R4年1月8日(土) R4年1月15日(土)	ゆかた着付け 初笑い(鏡開き) 親子で坐禅	延べ 32人
夏のもよおし	R3年7月26日(月) ～7月30日(金) R3年8月2日(月) ～8月6日(金) R3年8月6日(金) R3年8月16日(月) R3年8月23日(月) R3年8月24日(火) R3年8月25日(水) R3年8月26日(木) R3年8月27日(金) R3年8月30日(月)	ジュニア卓球教室(低学年) ジュニア卓球教室(高学年) にじいろ実験教室 まんが家講座 PCプログラミング(低学年) PCプログラミング(高学年) PC教室Tシャツ(低学年) PC教室Tシャツ(高学年) ペーパークイリング 石けん作り	延べ 238人
企業共催事業	R4年3月12日(土)	井出トマト農園	30人
社会貢献活動実習生企画	R3年9月18日(土) R3年10月31日(日)	すずむしの演奏会 3Dプリンターの世界	44人
施設利用者拡大事業	R3年7月10日(土)	辻堂青少年会館の利用サークルの紹介と 利用拡大を目的に計画。	8人
会館フェスティバル	R4年2月11日(金祝) ～2月13日(日) ※今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインフェスティバルを開催	クラブ員が中心となり、フェスティバルの 企画運営を行う。	198人
インターネット安全教室	R3年9月14日(火) R3年10月5日(火) R3年10月19日(火)	ICTリテラシー教育	延べ 24人
SDGsプロジェクト	R3年6月5日(土) R3年7月22日(木) R3年8月4日(水) R3年9月23日(木祝) R3年11月13日(土) R4年3月12日(土) 毎月第1土曜日	導入 ソーラークッカー ブルーカーボン オリンピックトーチ 浄化センター 都市型農業 もったいないネット	延べ 367人
運営委員会 協働事業	通年 ※新型コロナウイルス感染症の影響により3事業中止	社会福祉協議会と連携し、また外部講師を 招き福祉教育、防災、学習応援、そば 打ち、歴史散策、環境配慮事業等を展 開。	延べ 145人
居場所事業	通年	集会室・談話室・パソコン室を青少年に 開放。	延べ 7,137人

青少年育成事業

事業名	実施日・回数	内 容	参加者数
青少年国際化推進事業	多文化交流イベント -クイズ&ゲーム- R3年9月19日(日)	様々な国の文化等をクイズや絵を利用したゲーム形式にし、多文化を学びながら楽しく交流できる場を企画・運営。	8人 (外国人1人)
	多文化交流イベント -Let's GO "ENOSHIMA" ~ディスカバー・ フォトジェニック スポット~ R4年1月15日(土)	参加者と共に藤沢の観光名所である江ノ島をめくりながら交流を図る。また、その様子を動画作成し、実行委員会SNSにアップすることで、活動と藤沢のアピールを行った。	8人 (外国人1人)
	多文化共生ワークショップ -デジタル・ストーリーテリング- R4年2月5日(土)	DST (デジタル・ストーリーテリング)上映会と対話会。参加者それぞれの経験や想いを語り合い、多文化共生について考える。コロナ禍の対応として、対面参加とオンライン参加を併用して開催した。	14人 (外国人2人)
小学生研修	R3年6月27日(日)	「まるっとふじさわの子ども会」 バルーン・レクリエーション	小中学生 ※保護者同伴 65人 (スタッフ含む)
育成指導者研修	R3年6月19日(土)	「子ども会に役立つバルーンアート」	54人 (スタッフ含む)
	R4年3月13日(日)	「子ども会の活動例」	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止
小学生リーダースクール	R3年6月6日(日) ~R4年3月20日(日)	・オリエンテーション ・ウォークラリー ・小中高合同企画 ・自然体験活動 等	小学校 5・6年生 16人
中学生リーダースクール	R3年6月13日(日) ~R4年3月20日(日) *新型コロナウイルス感染症の影響により1月の活動は中止	・オリエンテーション ・小中高合同運動会 ・足柄ふれあいの村デｲｷャﾝ ^o 等	中学生21人
高校生リーダースクール	R3年6月20日(日) ~R4年2月27日(日) *新型コロナウイルス感染症の影響により1月の活動は中止	・オリエンテーション ・少年の森でのデｲｷャﾝ ^o ・小中高合同運動会 ・藤沢七福神めぐり ・足柄ふれあいの村デｲｷャﾝ ^o 等	高校生21人
子ども・若者 自立支援事業	【コーディネーター】 (藤沢青少年会館) 月12回 年間144日 (辻堂青少年会館) 基本週2回 年間90回 【サポーター】【ボランティア】 (藤沢青少年会館) 午後3時~午後5時 年間4日 (辻堂青少年会館) 午後3時~午後5時 年間18日 (少年の森) 半日程度 年間6日	藤沢青少年会館フリースペースにコーディネーターを配置し、フリースペースに遊びに来る子どもたち同士の交流を促進するとともに、藤沢市が開設したネットやひきこもり等、困難を抱える若者の支援窓口である「ユースワークふじさわ」と連携し、コーディネーターを配置している日に、自立を目指す若者をフリースペースサポーター(ボランティア)として受け入れた。新型コロナウイルス感染症の影響により、「ユースワークふじさわ」からの活動申込みが激減してしまっただが、その中でも申込みのあった若者の自立を支援した。	ボランティア受入 (藤沢市青少年会館) 1件 (辻堂青少年会館) 2件 (少年の森) 1件
青少年活動指導者養成講座 (NEALリーダー講習会)	R4年2月12日(土) 2月13日(日) 2月23日(水祝) 全3回	・自然体験活動と指導者 ・アイスブレークとその効果 ・地球の歴史 ・自然活動のプログラムの構成 ・子どもを守る救急法 ・安全管理の基礎知識 ・対象者理解の必要性と配慮 ・自然体験活動の意義	18歳以上の青少年 14人

青少年育成事業

事業名	実施日・回数	内 容	参加者数
青少年団体・ 青少年育成団体交流事業	R3年12月16日(木)	青少年団体及び青少年育成団体による情報交換会	9団体参加 (11団体中)
青少年 ボランティアステーション	R3年4月1日 ～R4年3月31日 ※更新あり	市内在住、在学、在勤の15歳（高校生）から概ね30歳以下の青少年にボランティア機会を提供するため、青少年ボランティア登録制度として、広く登録を周知した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊事業は実施できなかったが、その他の事業においては、青少年にボランティア活動の機会を提供することができた。	登録者数 60人

笑顔あふれる未来を
応援します



公益財団法人

藤沢市みらい創造財団